

永田 方正編 日本畧史字引 全

館 函 架 號	大日本教育會館			東 介
	第五室			
	一册	三架	三函	

特71
509

300974-000-6.

特71-509

日本畧史字引(釋注)

永田方正/編

M9. 2

ACB-0021

LIBRARY OF THE UNIVERSITY OF TORONTO

永田方正編

日本

畧史

索引

畠田郡玉堂藏

52.6.9
77W21707

特
509

例言

一日本畧史ノ書タルヤ卷帙

僅ニ二卷ナリ而メ神武天

皇ヨリ當今ニ至ルマデ治乱

隆替ノ大要ヲ知ルニ足ル約

ニシテ其要ヲ得ルト謂フ可

シ今乃チ之レガ注解ヲ下ガ

セバ及テ冗雜ノ病アラシ然レ

モ生後既ニ地誌畧ヲ讀

了ニテ此篇ヲ讀ムニ至テハ

文字ノ面目自ラ地誌ト同

ジカラズ姓名ノ字モ亦甚々

讀ミ難キヲ苦メリ是レ此

字書ヲ編スル所以ナリ

一日本畧史ノ書一列言一

一姓名等ノ字ハ專ラ日本
紀等ノ書ニ拠リ字ノ右傍
ニ假字ヲ以テ畧解シ間
亦訓話ヲ記セリ

一事實ノ簡畧ニシテ生徒
ノ以テ了解シ難キ者ハ諸
歴史ニ拠其由テ来ル所ノ
事實ヲ舉グ舉グレバ則
チ必ズ其引書ノ名ヲ記
セリ是レ余ガ敢テ臆説ニ
出テサルヲ證スルナリ

一余此篇ヲ述ルニ當リ兩三
ノ生徒来リ曰ク小學讀
本中ニ在ル所ノ画圖ハ一々

之ヲ本文ニ説キ明カセリ

獨リ此篇ニ至テハ画圖ヲ

説カズ画圖ノ何事タルヲ

知ラサル者アリト因テ兎

島高德ガ櫻樹ニ題スル

所ノ圖ヲ開キ余ニ質ス

余之レニ語ルニ其誠忠

能ク王事ニ勤メシトヲ

以テス生徒感激シテ

去ル余常ニ男女子ノ小

學ニ在ル者ヲ歴觀スルニ

暇アレバ則チ必ズ書中

ノ画圖ヲ見テ之レヲ悦ベ

リ故ニ此篇中画圖有

日本書紀卷之四十四
此每二□ノ印ヲ記シ其
圖ヲ畧解シ以テ聊カ
生徒ニ便ス

述者識

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

日本書紀卷之四十四
日本書紀卷之四十四

天照大神
正編

天照大神
天照大神

天照大神
天照大神

天照大神
天照大神

天照大神
天照大神

天照大神
天照大神

天照大神
天照大神

天照大神
天照大神

天照大神
天照大神

天照大神
天照大神

天照大神
天照大神

彦火瓊杵尊 ヒコホニニギノミコト 天忍穗耳尊ノ子

高天原 タカマノハラ 古事記畧解ニ云ク高トハ天ヲ云フ稱ニテ

体言ナリ冬高キヲ云トハ聊異ナリ日ノ枕詞ニ高光ルト云モ天照

スト同意高御坐モ天御坐ト云

平ナル処ヲ云フ 武甕槌

經津主二神 フツヌシニシフタツノミ

草原中國 アシハラノカツクニ原注ニ云ツケテ 日本國ノ

名ナリ 古ヘノハ 平定セシメ タイラゲ

皇孫 クワウソン 天照大神ノマゴ 賜興 タマフ

三種ノ神器 サンシュ 神ノミクサノカンタカラ

瓊曲玉 ニギハヤヒノミ 天叢雲劍及八咫鏡

作ル細シ長キ玉ノ稍曲ルヲ云フ

直赤玉ナリト諸説紛々其ク是非ヲ知ラズ 其ノ國 葦原中 クダラ 降ニシメ

高天原ヨリ葦原ノ 主 日本ノ君

日向國 ヒムカクニ 日向高千穂ノ 彦火

火出見尊 ホデミノミコト 即 ソレガ 天皇

神武天皇 ウマタチ 生ガラ ウマレメ 明達

太子 チエノタイシ 適嗣 ヨクギノチ 後 ヤマトカミ 倭檀

原宮ニ治 ハラノヤギス 帝年四十五日向高

悉ク平ギテ後チ檀原 ハシ 初 コレヨリ

諸兄 シヨケイ 天皇ノ兄五瀬命、稻飯命

皇 クワウジ 神渟川耳尊、神 カミ 昔天神

豐葦原瑞穗國 トヨアシハラノミヅホノクニ 原注ニ日本

國ノ古名ナリ

天祖天照大神降瓊杵尊カ

西偏日向ノ國ノ年所ツキ

歷過タリ獨奈何獨トハタト

セントハ相陵轢スルヲ遼遼ノ

地目モトミカマ王澤ニ活ハズ

天子ノ德澤イフ邑ニ君アリ部落

ヲ蒙ムラヌニカ

アリ村ニ長アリ村長アリ

相陵轢將今ヨリ如

スルト云トウ東征東方ヲ征都中ナカ

州本州ノ天業天子ノ

乃親天皇ガ皇族天

ル上キ帥ヒキ舟師フナ

東ヲ指東方エツク筑紫安

藝キ吉備ナリ古備ノ古名

リ行宮造リ之レニ居ル三

師ヲ帥キ經トホ難波或ハ浪

河内カハチ倭ヤマト膽チ駒山ヲ踰エテ大

長髓カガ彦ヒコ衆ツクシヲ悉ミナ衆軍ヒキ

ツレテ皇軍ヲ拒ク皇軍ノ

ニセイ利アラヌ勝タレヌ此ノ敗

命ハ流矢ニ中リテ終ニ薨ス

日神ノ子孫ナリ而ルニ日向テ虜ヲ

若カスト乃チ引キ還ル路紀伊

丹敷戸畔。荒坂津。帝独リ

手研耳命ト進ニテ荒坂津ニ至リ丹敷戸畔ヲ誅ス

コロヤ頭八咫鳥郷導ニチア

菟田下縣兄猾。无磯城。

遂カク饒速日命。コレヲ奉

饒速日命。主カシコウ

降。皇軍ニ多ク平ゲミヤ

倭畝火榘原。大和國畝火山

經營。帝位ニ即。天子ノ

寔。辛酉。カノトイ。現今

太陰曆。太陰ト八月ノコナリ月

太陽曆。太陽ト八月ノイナリ。地

旋ルニ就テ作りコトシ。辛酉ノ紀

元。第一年。即今。璽令。サレ

在位。天子ノ位ニホ。崩。天子ノ死ヲ

○ 第二代。綏靖天皇。神武

第三子。庶兄ノカケバラタギ

耳命。陰。不軌ヲ圖。天皇

性至孝ナリ。喪ニ居リ。庶務ヲ手

研耳ニ委ヌ。研耳スシク政ヲ典リ

同ジ。不軌ヲ圖ル。不軌トハ不正

同ジ。不軌ヲ圖ル。不軌トハ不正

同ジ。不軌ヲ圖ル。不軌トハ不正

同ジ。不軌ヲ圖ル。不軌トハ不正

同ジ。不軌ヲ圖ル。不軌トハ不正

城郡ニ築キ タカノミヤ 高岡宮 或ハ高丘宮ニ作ル

○ 第三代 安寧天皇 アネイテシワウ

カタクホ 大和 浮穴宮 ウキアチノミヤ 即位ノ

此ノ宮ニ遷居ス

○ 第四代 懿德天皇 イトクテシワウ 安寧

第二子 カル 輕曲峽宮 マカリヲノミヤ 大和高市郡ニ在リシ

○ 第五代 孝昭天皇 カウセウテシワウ

掖上 フキカミ 大和 池心宮

○ 第六代 孝安天皇 カウアンテシワウ 孝昭

第二子 ムロ 室 大和葛上 秋津島宮

○ 第七代 孝靈天皇 カウレイテシワウ

黒田 クロダ 大和 廬戸宮

○ 第八代 孝元天皇 カウゲンテシワウ 孝靈

長子ナリ 境原宮 サカモハラノミヤ

○ 第九代 開化天皇 カイカテシワウ 孝元

第二子 カスガカ 春日率川宮 イサガハ 國史

ニ云 大和添上郡ニ率川アリ 其ノ源ヲ春日ニ發ス

○ 第十代 崇神天皇 スジンテシワウ 開化

第二子 磯城 シキ 松苗云大和

籬宮 カキノミヤ 神祇 亦神ナリ 尊崇

命 ミコト 笠縫邑 祀シム 大神

或ハ天祖ニ作ル 同シ 寶鏡 ホウキョウ 天照大神ヲ云フ

皇孫 クワウシ 二ニギノ 殿内 奉

奉八奉祀ナリ、天祖曰夕汝之ヲ視ル
 猶ホ吾レヲ視ルガ如ク宜シク同牀
 共殿以テ奉祀ス可シト故ニソノイ
 歷世之ヲ殿内ニ祀ル云云圍其威
 ヲ瀆ヤタノ其神ヲ瀆ヤタノ鏡劍カミヤクカニミ
 アラムラボウツク摸造シツク形チヲウツゴヨ御
 クモノツルギモツク摸造シツクシツク
 座ガ摸造シタル鏡劍ヲ帝坐ニ置キ
 以テ護身ノ器ト為ス圍
 天社國社アヲヤシクニツヤシ天社ハ天ニ坐ス神ニ天
 ヨリ降坐ル神ヲ云
 令義解ニ云伊勢山城ノ鴨住吉
 出雲國造ガ齋神等ノ類ナリ國
 社トハ此國ニ生坐ル神ヲ云大神
 大倭、葦木ノ鴨出雲大汝神等ノ
 類是ヤタノ將軍シツク四道將軍ヲ置キ
 ナリ將軍シツク以テ印綬ヲ授ク
 正統紀ニ云將軍ホク北陸ロク大彦命
 ヲ置クハ此ニ始ル
 トシテ北陸トウカイラ將軍
 道ニ遣ストシテ東海トシテ武津川別ラ
 將軍トシテ
 東海道ニキビ吉備ハ西道ノ
 遣ス中ニアリ故ニ

諸國史ヲ案スルニ吉備彦命タシ
 ヲ西道ニ遣ルニ作ル
 波バ丹波道主ラシ四道タウ北陸ホク東海トシテ
 丹波ニ遣ル西道丹波
 ノ四道ナリ本居氏云アフ會ハ武ケ
 西道ハ山陽道ナリハス
 壇安彦ハニヤスヒコ及ニ四道將軍ノ發スル
 及シテ京師ヲウチテタイラ討コレヲ平グ
 襲ハントス
 大彦命、吉備津彦命、彦國草ニ
 命ジテ之レヲ討チタイラグ
 人民ヲ校ヒトシシレル調役テ課ス
 賦役ヲ諸國クニ令イツケセ船フネ
 イヒツケルイヒツケル諸國クニ令イツケセ船フネ
 始メテ大船ヲ作圍ミ任那國ニ
 當今高麗ノ領ス所ヲ來イ貢コウ
 雞林ノ西南ニ在リ來貢
 或ハ朝貢ニ作ル來リテ民事
 方物ヲ貢獻ス
 人民ヲ治ムル政事、詔ヲ河内ニ
 下シテ曰ク農ハ天下ノ大本ニシテ

人民ノ以テ生スル所ナリ今河内ノ狭山ハ水少ク百姓農事ニ怠リ其レ多ク池及溝洫ヲ開ケト現今在ル所ノ狭山池ハ即チ帝ノ開カレシ所テカ日本^{タミ}民^{シウ}稱^{シテ}人民ナリ天下^テ國內^カ民^{タミ}稱^{シテ}人民ケテハ^{ハツクニシラシメ}御肇國天皇^{古事記ニ云稱其}御世^ヲ謂^フ所^ヲ知^ル初國^ノ之御真村^ト天皇也^{本居云ハツクニシラシメテ}讀^ム可^シ何^トナレバ此レハ後世ヨリ稱スル辭ナリ其御世ト云ヒ又大御名ヲモ申スニテ當世ノ言ニ非ルヲ知ルナリ故ニ斯羅志^ト斯^トヨムベキナリ下ノ斯ハ過去ノ辭ナリ斯羅須^トヨム今ノ辭ナリ書記神武卷ニ始^メ駁^ス天下之天皇云云^{孝德紀ニモ自始治國皇國之時云ト見ヘタリサテ神武天皇ヲ如此稱シテ更ニ此ノ崇神記ニモ如此云ハ此ヨリ前ハ未ダ創草ニシテ天下服セザル者アリ崇神ニ至テ皇化^ト太平^ト年百十九^ト洽^シト云レタルナリ}

皇朝史卷一百二十歳ニ作ル王代一覽國史畧並二百二十歳ニ作ル

○第十^ニ代^ノ聖仁天皇^{崇神天皇ノ弟}

三子^{マキムク}纏向^{大和城}珠城宮^{上郡}

皇后^{クワウウツカ}狭穗姫^ノ兄^アヒメノ同

母兄^サ狭穗彦^{サホヒメト}誘^イナリ^{ナリ}

オビキ^{ギヤク}逆^ヲ行^{ハシメ}アホシテ

狭穗彦^彦密^ニ皇后^ニ謂^テ曰ク

色ヲ以テ人ニ事^フレバ色衰^{フレバ}

愛弛^ム若シ我ヲシテ志^ヲ得^{セシ}

メバ汝ト共ニ天下ニ蒞^ミテ汝長ク

憂無^ラント乃チ七首^ヲ以テ授^ケ

實^ツヲ^テ天皇^ニ告^グトハ

拒守キヨシユ狹穗彦城ヲ堅フシテホツ兄ヲ

救ハシホツヲ欲ス皇朝史畧ニ云后曰ク吾兄ヲ

亡ボセバ吾レ何シテ顔アツテ復タ

天下ニ泣マンヤト迺チ皇子ヲ抱キ

城中ニホシ譽津別尊抱投

入ルハナチトヒラヤククワジ皇子ヲ出

シ國史畧ニ云后ハ皇子ヲ送リ出

在ル者ハ兄ノ誅ヲ寬ラセシヲ欲

スレバナリ今ハ免ルヲ得ズ因テ

之ヲ奉シヤウチ城中ニ死シロノウチニ

還スヤケジニスル

新羅國シラギノクニ王子ワウジ新羅王マア

白槍ヒホコ鏡玉刀カミタマノカサチ鉞ホコ王代二覽

皇朝史畧ニ云天日槍歸化ス其

齋ス所ノ寶物ヲ但馬ノ國ニ藏ス

土人崇奉シ之レラマアトヒタノミコト

出石社ト謂フ倭姫命

豐鐵入姫命皇朝史畧ニ

神教ニ隨シカガヒ祠シタガヒ

伊勢イセクニワタラヒ地名皇朝史

奏シテ之ヲ伊勢ニ遷シ齋宮ヲ

五十鈴川ノ上リニ建ツ

殉死シデノトモ古ハ尊者死ス

ニ埋葬スル林示ズキンジトメル

薨ス其ノ近習ヲ以テ殉ト為ス

晝夜哀號ノ声外ニ聞ユ帝聞

テ之ヲ惻ミ詔シテ野見宿祢

トグクツチニシカムトコフ請

野見宿祢土偶ヲ以テ殉ヨシ

者ニ代ヘシヲ奏請セリ嘉

ヨキトトイセイハニシフ

オボシメシ水制制度土師

臣姓ヲ賜フ皇朝史畧ニ云

帝之ヲ嘉シ立

行永制下為シ野見ヲ以テ土部
職ニ任ス自後土部連世大喪ヲ

掌ルト云。本居云土師部ハハニ
ト訓ハミシ和名抄ニ諸國ノ郷ノ

名ノ土師多クハタイマノクエハヤ
ハニシトアレハナリ 當麻蹴速

カ角チカサスマウ朝廷相撲儀

朝廷ニテ相摸ケン權輿ノ年百

三十九一覽并ニ壽二百四歳ニ作レ

○第十ケイカウテシ景行天皇垂仁

第三子キキ纏向大和ヒ日代宮

宮ノ名ヲ改メテツクシクマツ筑紫熊襲

日向國シヤセ親征天子自ラ再

友シス十二年熊襲及ス天皇親ラ

年熊襲又及スヤマトタケノミコト日本武尊

故ニ再ニ及スト云ナリ

女装チヨサウヲニナノキツクサウワルモノ

其首ヲ刺サス賊ノカシラヲサシコロス

梟帥ト云フ適ニ其親族ヲ宴ス

ヲ為シ劍ヲ裊中ニ置キ入テ婢

妾ノ中ニ居ル賊魁見テ之ヲ悦ビ

延テ座側ニ置キ杯ヲ捧ゲ戲狎ス

夜闌ニシテ衆散ス賊首酒ヲ被

テ臥ス日本武尊ヨシウノコリ

劍ヲ抜キテ之ヲ刺ス餘衆ソルモ

トモコトモ咸服ミナコトウイ東夷東

一覽ヤマト倭姫命ヒメノミコト授與ムラ叢雲

劍シラギ燧袋ヒラチ駿河國カノクニ皇子

ノ浮島モリス虜伴降コウサンテマネシテ

誘イサナヒ遊獵ユウレウ野原ニ出テ鹿

逆燒 皇朝史畧ニ云尊燧ヲ鑽
リ火ヲ取リテ及テ賊徒ヲ

燒クケシテ古事記劍ヲ挺キ云
劍挺 王代覽劍自ヲ挺ケテモ

草ヲ薙ギ 燃ハ来ル草ヲヨリテ
頼

寶劍ノ徳 草薙劍 今猶
ニヨリテ

イマテ 熱田神宮 進軍ヲ
サヘモ

相摸 上總航 舟ニテ、ワ
カヅサ

海上ウヘ 暴風 アフナ
カゼ

遇 アテ 妃橘媛 王代一覽
妻橘媛ニ

作ルコトニカシ 神ニ祈テ海ニ投
訓セリ

橘媛曰ク海神崇リヲ為スナラシ
妾請フ身ヲ以テ之ヲ贖ハニ言訖

リテ海ニキニ 船ガ岸ニ
投ズ 岸ニ達ス 蝦

夷ノ境ニ到ル 上總ヨリ轉シテ
陸奥ニ入り進ニテ

蝦夷ノ境 賊皆風ヲ望降
ニ到ル

賊酋ガ威風 邊境 皇朝史
ヲミテ降附ス

畧蝦夷 確日 領 ウスイタウケ
ニ作ル

顧 ムク 追慕 死シタルヲナツ
カシクヲモフ

歎クナゲ 吾孀者耶 古事記
ニ吾孀

日對ニ作ル仁賢紀ニ云 弱草ノ
髣髴 河伶矣トアリ 波夜ハ其物ヲ

思ヒテ深ク歎息 辞ナリ 波母ハ
イツクト 尋ネ求ムル意ニ 波夜

トハ異 山東 王代一覽 東國ニ作
ナリ 國史畧 東陸ニ

作ル 吾孀國 伊吹山 近江
國ニ

在リ 山神 國史畧 妖神ニ作ル
王代覽 惡神ニ作ル

毒氣 山神大蛇トナリテ 道ニ取
ス武尊之ヲ踏ニテ 通り過

久妻 霧ニ中リ 山ヲイフ 夷俘
出テ後チ病ム

吉備武彦此役ニ武彦ノ副將トナリテ武尊ニ從

尊ヲ以テ大將軍トナシ武日命武彦命ヲ以テ左右將軍フクメイトナシ東方蝦夷ヲ征スト復命

東國ヲ平クルヲ天子へ申シテ

シテ捷ヲ京師シテ捷ヲ京師遂王代一覽誓ニ奏セシム

能褒野伊勢ノコウスカクレ地名薨タマヒヌ

悼惜ナゲキカナシム。王代一覽

ニ作ルコウテカヲラ武部シルシテ

皇朝史畧ニ云帝大ニ悼惜シ其功ヲ録シ為メニ武部ヲ定ム

幸天子ノ行シガ志賀タカアチ高穴ヲ幸ト云

穗宮ホシミヤトシヒヤクシラサシ年百四十三皇朝史畧ニ云

壽一百六歳國史畧王代一覽モ亦壽百六歳ニ作ル

亦壽百六歳ニ作ル

○第十代 成務天皇皇朝史畧ニ云

景行帝ソツキ即位天子ノタケウチ武内第四子ナリ

古事紀傳ニ云「タケウチ」ト云ミ世ニ此ノ名ヲ「武ノ内」ト云フ

後世竹ノ内ト云地名ノアルニナラヘテヨムハ古言ヲ知ラヌナリ。

云ハレ例アルナシ建ハ美称ナリ

内ハ「味師」内ト同ニシテ共ニ地名ナリ。大和郡智郡即チ是也

大臣古事紀傳ニ云「オホオミ」ト訓ヘシ古ノ大臣ハ比自如此訓

唯臣ト云冠テフ美称ヲ加ヘテ尊

号ヲ賜ヘルト同シ但シ孝徳帝ノ

世ニナリテ阿陪ノ内麻呂ノ臣ヲ以テ

右大臣ヲ置レシ始メナリ此時ヨリ

全ク官名クニホリ。造長伴造

ノ。國造トハ諸國ニテ其國ノ
切トシテ各其國ヲ治ル人ヲ云ナリ
伴造トハ伴トハ部ヲ云 諸部ニテ
上トシテ各其部ヲ掌ル人ヲ云也
サレバ國造伴造ノニツノ造ハ同義
ニテ名ノ義ハ御臣トシテ其國々
ヲ治ル人ヲ國ノ御臣ト云各其
部々ヲ掌ル人ヲ伴ノ御臣ト云ナリ
古事紀傳 アガタヒ 古事紀傳ニ云
縣邑 アガタヒ 縣トハ陸田物ヲ
始テ種々ノ物ヲ貢進リシ地ト聞タ
タリ 諸國ニテ同シ御料ニテモ御
田ハ別ニアリテ、出田ト書ル是レ
ナリ、推古紀愚癡婦人天下ニ
臨ミテ頌ニ其縣ヲ云云トアル
ニテ縣ハ御料ナルコトヲ知ルベシ決テ
田舎ノ縣ヲ云ニアラス日本ノ古ハ
封建ニテ國造ト云者アリテ代々
其國ヲ治メウルナリ孝徳ノ朝ニ
至リテ始テ郡縣ニシタリ天子ノ
御料ヲ縣ト云ハ元來御上田ヨリ
起レル名ナリ孝徳ノ朝ニ至リテ
縣ト云シホボノ地ヲ郡ト名ケタリ。又
云邑ハ群ナリ人家ノ群リアルヲ云

稻置 イナキ 皇朝史略註ニ云、稻置ト
縣主ト同シ然レモ邑長
稅租ヲ治ル者ヲ稱シテ言ハバ之
ヲ稻置ト謂ヒ、縣事ヲ知ル者ヲ
稱シテ言ハバ之ヲ **山河ヲ界シ**
山ヤ川ノ自然ニ由ル者 **國縣**ヲ
ヲ以テ界目トシテ **分ツ**
クニトアガタ **享年** キヤウネ 御年
トス、ワカツ **未詳** イマダツマヒラカ 皇朝史畧百有
七歳ニ作ル

○ **第四代 仲哀天皇** チウアイテウ 皇朝
史畧
ニ云、帝容安端 オホトモノタケモチ **大伴武以**
正身長十尺 **大連** オホムネ 古事紀傳、大氏諸姓ノ
タリニ住居シテ、殊ニ親シク朝
廷ニ仕奉ル氏々ノ尸ナリ書紀雄
畧卷ノ遺詔ニ、臣連伴造ハ毎
日朝參シ、因司郡司ハ時ニ隨
テ朝集セヨト是 **此ニ始ル皇**
三因ニ之ヲ知ル之 **朝**

日本畧史字引 **十二**

史畧注云大佛以下ハ角鹿
曆運記愚管抄ニ拠ル角鹿
角鹿ハ今ノ敷賀、既ニ王代
行宮ヲ筭、既ニ一覽
暫クアリ留メ王代一覽ニ云、皇后
テニ作ル留メ并ニ百官ヲ角
鹿ニ留メ、皇巡狩皇朝史略
朝史畧同シ巡狩從駕スル
者、僅ニ數百、行紀伊ニ至ルニ
作ル巡狩トハ守ル所ヲ巡ルナリ、
王代一覽巡狩長門諸本
ア行幸ニ作ル長門門ニ作
ル穴門ハ長門宮室ゴテシ
ノ古名ナリ

豊浦宮 皇后モ亦至ル。
トコラノヤ。皇后モ亦至ル。
日本書紀仲哀紀ニ云、秋七月朔、
皇后豊浦津ニ泊ス、是ノ白皇后
如意珠ヲ海中ニ得タリ、九月宮
室ヲ穴門ニ興シ之レニ居ル、是ヲ
穴門、豊浦宮ト謂フト、則チ皇
后ノ至リ會スルハ宮室ヲ作ルノ
後ニ非ルニ似タリ、本篇宮室ヲ
造ル云々ノ後分ニ於テ皇后モ亦

至ルト記タルハ香椎宮 日本
蓋シ據アリシニ香椎宮 日本
檀日宮 群臣 オホクノ會 アツ
ニ作ル 群臣 ケライイメテ
憑リテ。王代一覽、其抑節
詔アリテ、師旅ヲ勞ニ足ス、
ニ作ル、師旅ヲ勞ニ足ス、
ヲツカラスニ寶國 タカ 皇朝
タラヌ 寶國 タカ 皇朝
寶ノ字ニ新羅。我神ミツカラ
無シ、新羅。我神ミツカラ
其ノ新羅ヲオホクカラシメ、
指ス 自從 シゼシト
信ゼズ シレカウ 數月ヲ歷テ
日本紀ニ拠ルニ群臣ア會セシハ
帝人年九月ニ帝ノ崩スルハ九
年春ニキヤウネシイニタカ
月ナリ 享年未詳ナラス
皇朝史畧、在位九年
壽五十二トアリ、

○第十 神功皇后 五
五代

日本書紀卷之四 五

世ノ孫諸本曾孫ニ作ル氣長宿禰

王オホキリ磐石余大味ニ若櫻宮

大臣武内オホオキリケウチ謀カカリ相談スルコト

秘ヒ仲哀帝ノ崩御ヲカクス喪モヲ發ハツセズ

帝ノ崩御スルテ神教カミミツヲ告ツゲ

奉ホウ西征セイセイ新羅ヲ征伐コト

身ミメル子コヲ産ウムハラム産月ウマレツヅキ

乃ノ腰コシ挿サシ祝イハシスルコト

事コト竟ヘ軍イクサノ事コト既スニコノト茲ココ土ツチ此コノ土地ツチ

即ソレチ筑紫ノバシ媿ケイ誕生ツクニスル遂ツニソカラ

金銀絹帛キンギンケンハシノケ獻ケンスルケニヨウヤ

調テウ貢コウノキ定額テイガクノキコトダカ

皇朝史畧ニ云ニ金銀彩色ノ綾羅縵絹八十般ヲ献ゼリ自後ノ調貢八十般ヲ以テ高麗コマ百濟ハク

三韓サンカン新羅シンラ高麗コマ百濟ハクノ朝チウ

鮮國センコクコレアラ官家カンヤケヲ置オキ

皇朝史畧ニ官司ヲ置クニ作ル王

代タテ一ヒト覽ミニシ云ニ大矢田オホヤタ宿称シュクジョウト云人ト云人

又マタ職原抄ニ云ニ新羅高麗百濟ニ

ヲ平定スルノ後ニ百濟ハク最トシモテ怨ウラミ

府ツクリヲオキテ鎮守府將軍チンシュフサマヲ遣オリテ

ヲ治ム云云ニ然シラバ乃ハチ將軍府サマツ

ヲ建ルノ始ト此ニアルカ職原抄ニ標シ

注チウニシ云ニ官家カンヤケハ即チ府ノナリ推

畧記ニ云ニ百濟ハク國者日本國ノ官

家ケタルノ由ヨリ朝チウニ臨ミ政事堂

テ未ルノ久キシニ朝チウニ臨ミニ立チテ

政セイヲ攝ス天子ノ代リニ

トコ

○第十代應神天皇 仲哀帝 第四子

輕島 國史畧、輕之宮ニ作ル、皇朝史畧ハ古事紀ニ

撰リ輕島 トヨカリノミヤ、古事紀ニ作ル、

豐明宮 傳ニ云、

若櫻宮ノ段ニ大嘗會ニ坐テ、豐明ヲ建スノ時云、豐ハ稱辭

ナリ、豐ノ御襪ナドモイヘリ、明ハモト、犬御酒ヲ食テ大御顏

色ノ赤ラミ坐スヲイフ、○皇朝史畧ハ明宮ニ作ル豐ノ字ナシ

博士 ヒロク事ヲガクシヤ 王仁 ワニ 冶

工卓素 コウタクソ、細ユスル者ノ卓素トイフ人 吳服

西素 セイス、絹ヲ織ル者ノ西素トイフ人 率 ヒキ 入朝 我が朝ヘ 論語 ロンゴ 千

字文 ジブン 菟道稚郎子 ウミチノササコ 師

表 ヒョウ 天子ニタテマツル書ヲ表トイフ

倭媛 キヨハメ ブレノイ ソウヤ 奏 ソウ 天子ヘ

使者ヲ責 シヤセ 使者ヲ召テ其無礼ヲ責ム

表ヲ壞 ヒョウヲヤズル 使者ノ目ノ前ニテ書分ヲヤブル圍

年百十一 皇朝史畧百十歳ニ作ル

○第七代仁德天皇 應神帝第四子ナリ

聽カズ キレ イレ クサ 位 イ ヲ空ス カケレフ

タガヒニユツリテ 天子ノ位ニツカヌ 奪 ウバフ トル 自

殺 コロス スル トイフ 攝津 セツ ツノクニ

難波 ナニハ 高津宮 タカツノミヤ 古事紀畧解ニ云

今大坂ノ上本町安曇寺町筋 ノ民家ノ後ニ小祠アリテ今ニ

古宮跡ト云傳ヘリ是レ高津宮ノ跡ナリ、今ノ高津ノ神社

ハ比賣基 ヒメノイデ ツツ 人 烟 ヒ 人 家

曾社ナリ

カドニテ、稀少ナク、民ノ

貧^{マツキ}民ガ貧シクシテ家デ租^イ

税ヲ除ク^{ユル}ス^ラ堀江^エ。

皇朝史畧ニ云、帝河水横溢シテ居民害ヲ被ルヲ憂ヘ、詔ノ

河流ヲ疏フシ、瀕ヲ宮北ニ築ツ

号シテ堀江ト曰フ、古事紀畧

解ニ云、堀江ハ今ノ大坂ノ大川ニ

今謂フ所ノ南堀江北堀江ハ近

ク元祿ノ比ホレル池溝。堤

防ツ^シ頼^{ヨル}職^シ頼^ル田^チ道^チ

皇朝史畧、田道^{キヤツネ}享年^シ皇朝

敗レ死ス、^{史畧} 寿二百

下歳

○第八代履仲天皇長

子^シ弟^ニバンノ子^ニ治^ス政^治治^ラ

住吉仲皇子 瑞齒別

皇子^ニ皇子^ニ住吉仲皇子、

史^シ書記^ラ諸^ヨ国^コニ置^キ

立^テ言^シ事^ヲ記^シ民^ノ言^ハ語^ヲ

記^ル四^ハ方^ウノ志^ヲ達^セシム^ハ四^ハ方^ノ民^ヲ

ノ志^ヲ通^達セシム^ハ藏^職諸^國

ノ調^及ビ錢^金銀^銅鉄^諸方^ノ貢^ノ

藏^部在^位六^年皇^朝史^畧在^位

五年、寿^七十二^作ル

○第十^九代^反正^天皇^同母

弟^イオナ^ジハラ^ノ丹^比紫^籬

宮^享年^未詳^ナス^皇朝

日本畧史字引 十六

史畧青六十、自注、本書享年
闕久今古事紀ニ從フ

○第ニ允恭天皇 遠

飛鳥宮 皇朝史畧遠明日
香宮ニ作ル

嗣 群臣 百官ト同シ
オホクノケライ

迎 天皇ヲ 辭 下 青史
合ヘテ 兄 遜レ讓テ

許サズ 固請 再ビネガフ 百
ニ作ル

官諸臣 京都ニ居ル多クノ
役人、因々ニ在ル家

未ドモ。古事紀、帝ハ氏姓ノ
混乱ヲ憂ヘ諸氏ノ人ヲ味糧

丘ニ會シ探湯ヲ設ケ云ニ作ル
青史モ亦之ニ拠ル国史畧、在

朝ノ百官及ビ諸国ノ官ヲ
シテ湯ヲ探ラシムルニ作ル 姓

氏 姓ハ「カバネ」氏ハ「ウヂ」トヨ
ハ「文那」ノ姓氏トハ大ニトナリ

混スベカラス。職原抄、校本別記
ニ云、上古我朝ニ臣民ヲ御スル

制ハ官位ヲ用キス姓氏ニ因レリ
故ニ姓ハ朝廷ニ任ル者ノ職名、

氏ハ族類ヲ分ク者ノ称号ト心
得テヨシ、姓ヲ「カバネ」ト云ハ

ノ義ニテ氏ノ中ノ宗長タル者其
頭トシテ、同族ヲ率ヒ、朝廷ニ任

ル稱ニテ、假令ハ、土師連ハ重仁
帝ノ時ニ推輪ヲ以テ人命ヲ助

ケタル功ニ因テ土師連ヲ賜分
ル未土師部ヲ率キテ朝廷ニ任

ル職トセリ推古孝德ノ世ニ姓ハ
徒ニ氏ニ屬タル者ト為リハテ、終ニ

天武ノ世ニ至リ諸姓ヲ混シテ只
ハ色ニ定メタリ云々、又云、氏族ノ

事ハ重キ故アリテ允恭ノ世ニ探
湯ヲ行フ如ク乱レ易キトドモ

多ケレバ氏ノ上ナクテハ族中ノ
庶事治メ難ク故ニ天智ノ世ニ

諸氏ノ内ニテ宗長タル者ヲ氏上
トシテ其一族ヲ掌ラシメタリ

詐 冒 氏ヲオカス

○第ニ安康天皇 青史、
允恭帝

第三子木梨輕皇子 淫虐

如色ヲ好ク 望ニキ歸ツク

襲フ石上 大知山 穴

穗宮 母弟 同母弟ト云ニオナジ 大

泊瀬皇子 幡梭皇女

聘 使者 檜樹下

行キタリ 詐 大草香皇子

中蒂姬 眉輪王 山宮

宴 寐 眉輪王

大臣葛城圓 匿

○ 第廿二代 雄略天皇 峻刻

王代一覽ニ云 天皇生ツキ、アラクシテ人ヲ殺ス、ナ好ム罪ナク

死スル者 伉健 八鈞

白彦皇子 迫 斬 八鈞

皇子ニセマリ、其所以ヲ問フ皇 第

子答ヘズ 帝刀ヲ抜キ之ヲキル 第

子 圍 坂合 黑彦皇

子 焚 殺 市邊 押

磐石皇子 御馬皇子 泊

瀨朝倉宮 葛城山 獵

令義解ニ云、刀ヲ帶ヒテ宿衛シ

若シ駕行アレバ、前後ヲ分レ衛ル

掌ル 突至 怖

避 戮 諫

トバ 獸ノ故ヲ以テ人ヲ殺

ケモノ、ワケテ、アニイラウコトナラン
ヒトヲ、コロサバ、**山豈豺狼**、異ヤ

オ、カミト、チガフ、青史乃チ不
タコトハ、ナイ、可ナル無ランヤ

ニ作**欣然**、ヨロコブ、**人ハ禽獸**
ル

ヲ獲、ヒトハトリ、ケモノヲトル、
○青史、臆スル者ハ禽ヲ獲ル

ニ作ハ、禽トイヘバ、即チ獸モ其ウチニ
在リ、一朝ニ十禽ヲ得タリ、是其證

朕ハ善言ヲ獲、コレハ、ヨイ、
コトハ、エタリ

○青史、朕ハ獨リ、善言ヲ獲テ
還ル、衆ヒカテ、衆万歳ト呼ブ、遂ニ

舍人ヲ釈、ユルス、**勅**、オホセ
ルスニ作ル、ユルス、**勅**、オホセ

親、**皇后**、カ、**桑採**、トトリ
トシカテ、**皇后**、カ、**桑採**、トトリ

蠶事、カヒコヲ、**吳人**ノ**吳**
カヒコヲ、**吳人**ノ**吳**

目ノ**來聘**、**聘**ハ問ナリ、**工女**
ハタカリ、日本書紀、手未オ、技ニツ

ランナ、クル、**國史**、**女**ニ作ル

皇朝史畧、**漢織**、**吳織**
二人ニ作ル、**漢織**、**吳織**

衣縫、**キヌ**ヲ、**兄媛**、**弟媛**
キヌスエ、ヌフヲ、**兄媛**、**弟媛**

青史ニ云、是ヨリ先キ、身狹、**青**、**擗**、**隈**
博徳ヲ、**吳**ニ遣リ、是ニ至テ、**吳**ヨリ還

リ、**吳**ノ使、及ヒ、**二人**、**漢織**、**吳織**、**縫**
衣、**兄媛**、**弟媛**ト共ニ、**未**リ、**住**、**吉**、**津**

ニ泊ス、其、**二人**ヲ、**擗**、**隈**、**野**ニ、**處**キ、
兄媛ヲ以テ、**大三輪**、**神**ヲ、**奉**、**ゼ**、**シ**、**メ**、

弟媛ヲ以テ、**漢衣**、**縫**、**部**ト、**コ**、**ウ**、**ス**、
為ス、蓋シ、**日本**、**書**、**紀**ニ、**扱**、**ル**、**貢**、**バ**、**グ**

豊受大神、**丹波**、**初**、**丹波**
トヨケオホカミ。タニハ、**初**、**丹波**

在、**山田**、**伊勢**、**國**、**度**、**會**、**郡**
ヤマダ、**伊勢**、**國**、**度**、**會**、**郡**

年六十二、**青史**、**同**、**ジ**
山田原、**延**、**曆**、**儀**、**式**、**帳**

○第**北**、**清寧**、**天**、**皇**、**雄**、**略**、**帝**
三代、**清寧**、**天**、**皇**、**雄**、**略**、**帝**

磐余、**癸**、**栗**、**宮**、**大**、**和**、**十**、**市**
イハ、**癸**、**栗**、**宮**、**大**、**和**、**十**、**市**

皇弟、**清寧**、**帝**、**星**、**川**、**皇**、**子**
クワウテイ、**清寧**、**帝**、**星**、**川**、**皇**、**子**

嗣ヨシ 憂スルバ 遺子ニ幼

シテ父無キ者ヲ云、日本紀ノ法市

邊皇子ハ、養子ト云、三男二

女アリ、居夏、養、億計王、弘計王

飯豐女王、橘王ト曰ス、而ルニ古

事紀ニ據レバ、飯豐皇女ハ市

邊、押盤皇太子ノ妹ニシテ、億

計、弘計、二王、億計、弘計皇

ノ嫡トナス、
弘計、二王、億計、弘計皇

時皇孫ヲ称、播磨國、明石郡

部、細目ノ家ニ潜居、億計王

シテ牛馬ヲ牧セリ、
部、細目ノ家ニ潜居、億計王

○第廿代 顯宗天皇 固辞

青史、帝辞讓、姑飯豐青

スルヲ數四ニ作ル、
青史、帝辞讓、姑飯豐青

皇女、
皇女、
皇女、

史畧モ亦嫡ニ作ル、古事紀ヲ按

ズルニ、市邊忍齒別王ノ妹、忍海郎

女亦名飯豐王トアリ、則チ

二王ノ姑ニアタルナリ、
二王ノ姑ニアタルナリ、

宮、皇太子、億計王、大臣

平群、真鳥等、近飛鳥

八鈞宮、
八鈞宮、
八鈞宮、

仍故ノ如シト云義、兄ノ億計

ヲ以テ儲君ト為シ、其墓、天皇

ス、前朝ノ如シ、
ス、前朝ノ如シ、

押盤皇父老、
子ノ墓、父老、

天子ガゴジシテ、
天子ガゴジシテ、

近江、來田、綿蚊屋野

改葬、
改葬、

ノ百姓、
ノ百姓、

賦歛、
賦歛、

ノ疾苦、
ノ疾苦、

貧窮、
貧窮、

民間、
民間、

ノ疾苦、
ノ疾苦、

貧窮、
貧窮、

民間、
民間、

ノ疾苦、
ノ疾苦、

貧窮、
貧窮、

民間、
民間、

ノ疾苦、
ノ疾苦、

貧窮、
貧窮、

民間、
民間、

ノ疾苦、
ノ疾苦、

貧窮、
貧窮、

ヲ恤 ヒンボウニ 比年 ヒネン マネン

豐熟 ホウジュク 穀 コク 直 チキ

ネダ イタル マデニモ ナリク

○ 第五代 仁賢天皇 石上

廣高宮 大和山田郡 仁惠

人ヲタグミ 謙怒 謙怒 ハハリタル

吏 職ニ稱 ヤクニヨク マニアフ

業ヲ安 シゴトスル 戸 コヨウ

家ノコ 口ハ 蕃殖 タクサンニ

陵 山陵トイフ 發 ホリ ダス

父ノ仇 父ガコトサレル 報 ホウ ムク

○ 第六代 武烈天皇 箕

奪 天子ノ位ヲ 有 オホトモノカ 大伴金

村 泊瀨列城宮 刑律

ツミノアル人ヲ 法令 ムキ 嚴

明 キビシク 嚴明トハ嚴酷

酷刑 ムゴイ 親臨 帝生

忍 ニノ 殺ヲ好ミ 孕婦ヲ割キ、ソノ

胎ヲ觀 或ハ人ノ指甲ヲ解キ 暮

之ヲシテ 樹ニ登ラシメ、之ヲ射落

シテ以テ 快ト為ス 震怖 フルヒ

○ 第七代 繼體天皇 彦主

人王 孤 シゴ 孤 トイフ 高

向 長 大度 大ナル

士ヲ愛 賢ヲ 禮

カシコキ人ヲ議ギツウダシスル楠葉クナハ

宮玉穗宮ミヤタマホノミヤ近江毛野オホミ

新羅シラキ任那シマナ故地コトチ領シテ

居ル土イ○此時新羅ハ任那ノ地ヲ

任那ニカヘフク復モトヘカヘスツク筑紫國シラキ

造磐井ツツコイハキ通ツカズ物部モノベ

鹿麴アラカビ鹿火ヒ日本改訂ニ荒籠アラカ

○第八代安閑天皇アンカンテンノウ勾金マカリカネ

橋宮ハシノミヤ都ヲ大和ノ高市郡タケノタカノ

廬入野宮イホイリノミヤ屯倉イハヤク積ミオクク

○第九代宣化天皇センクワテンノウ檜隈ヒノクマ

ナリ脩シユスル凶キヨク荒アラ備ヒヘ

キンドシノヨウキスル

○第三十代欽明天皇キンメイテンノウ繼體帝ツグミ

磯イソ磯イソ島シマ金刺宮カナサシノミヤ大和ノ城上郡タケノキ

佛像ブツゾウ釈加仏シヤカブツノキヤウノ經論キヤウロン經文キヤウモン

蘇我ソガ稻目イナメ疫ヤクビヤウモ物部モノベ

尾輿オゴ蕃神バンジンイコクノ致イタス

ヤクビヨウノハマルツク天子ヘコトヲイタス申シ

難波ナニハ堀江ホリエ堀江ハ仁德帝ノ堀ラシメテ以テ水患ヲ

避ケ且ツ水利ヲ通トウ投ナゲル

新羅シラキ任那シマナヲ滅スホロボ皇朝史畧ス

史畧シラキ同史畧并ニクワンフ官府日本

滅ノ字シラキ倭字ニ作ル書紀

日本書紀

三

内官家ニ作ル神功紀ニ官家ト
アルト同シ我日本ヨリ置シタル鎮
臺ノ紀男麻呂大將軍河邊

瓊正副將軍輕進カロクシク

利勝利擒コ伊イ調ツク伊イ企キ

儼オホトモノサテヒコ大伴狹手彦都城

皇朝史畧チンホウ珍寶タカラ後事

宮ニ作ルイゴノ屬タノム囑フク復トリ

恢復

○第三十代敏達天皇テニウ欽明チンメイ

子也譯語田幸玉宮サキタマノミヤ宮趾

ハ大和城上郡アシキタノミヤ葦北國造

日羅ニチラ日本書紀ヒナカキ大華北國造オホノキタノミヤ所利

亦書紀ニ扱ル夷情エビスノコトガラ

策ハカリ服キフク道ミチカタ

國本ヲ培養コクホン人民ハセワラシ

○人民ハ国ヲ立ルノ本ナリ、故ニ

人民ヲ国本トイフ、培養トハ人

民ヲ撫育スルコト、人民ヲ撫育セ

ザレバ民ガ君ニ懐カズメ且ツ貧

困セリ、懐カザレバ民敵ト戦フ心

ナク、貧困セバ軍資乏シ故ニ国

本ヲ培養スルニ在ルト云、具ニ

十分其策ソノサツ新羅ヲ伐ツチン

ノベル、嘉ヨシト蘇我馬子ソノカウマコ

信シン寺塔ジダフテラヤ。国

殿ニ作ル内国史畧モ亦殿ニ作ル、

皇朝史畧佛宇ニツクル、
物部守屋中臣勝海

劾奏 罪アルヲイハル 禱 キトウ

勅シテ曰 皇朝史畧、馬子ニ謂テ曰クニ作ル、国史畧

詔曰 ニ下ハス。

○第三 用明 天皇 欽明帝 弟四子

池邊 雙槻宮 和十市郡長

門邑 穴穂部皇陰 シヨ

觀 天子ノ位ニ登ラント 懷

△ネニ 殯宮 葬リタルゴテ

三輪 逆拒 トシム 詔 旨 天

ノ ギヨイ 贊成 タス 僧 弓 ズラ

ヒドイ、迹見赤禱

○第三 崇峻 天皇 欽明帝 弟十二子

炊屋姫尊 即チ推古天皇ニ

旨 ゴヨ 奉 ウケ 宅部皇子

庶戸皇子 其族 シニルイ

○国史畧、妻子 ツク 殲 コロス 倉

梯宮 倉梯村ニ在リ

專横 スル 日甚 シ ヒトク

疾 東漢 駒 ハ名

侍 其女 馬子ノ カニス ツク

殺 駒チ樹下ニ縛シ自ラ

射 テ之ヲ コロス

日本書紀

廿四

○第三推古天皇欽明帝ノ女、用

明帝トヨウラフミヤノ妹、オチハリタノミヤ豐浦宮、サカミヤ小獵田宮

佛法シヤカノシウシコウリウ興隆サカシ、佛ブツ

皇朝史畧キソヒテ競サキ、佛ブツ

弘サキニツクルアラソヒテ、佛ブツ

寺ジテラコヨミ法興寺ヲ建ツ大陰曆テ天文モノ

日月星辰ノ一ヲチ地理諸国ノ山諸国ノ山

書キタル書川郡縣地理川郡縣

ナドヲ記トシカウ遁甲時日干支ヲ以テ遁甲私聖相ナドノ

シタル書トシカウ遁甲時日干支ヲ以テ遁甲私聖相ナドノ

方術ハツジユツ方術善惡音ケル方術善惡音ケル憲法ハフ

國ノ撰エラフ皇朝史畧クワシ冠位クワン

ヲキテ定ニ作ル皇朝史畧クワシ冠位クワン

十二階大徳、小徳、大仁、小仁、大義、小義、大智、小智、トイハル

十二ノ冠ノ名ヲ立テ、其冠ノ色テソウキ天皇記日本

ノ舊事紀ハ信ス可ラザルトドモ前代

多クアリ、○皇朝史畧、記紀ニ前代

作ル諸本コクキ國記當ニ國紀ニ作ル

亦然リ、ベシ諸國造ノ庶

本紀臣連、伴造諸臣臣連、伴造庶臣連、伴造

人人民ト同ジ皇朝史畧ニ臣連、伴造

造等ノ本紀ヲ撰ムニ小野妹

子コ隋隋ノ皇朝史畧ニ小野妹

遺ル其畧ニ曰ク日出ル處ノ天

子書ヲ日没スル支那支那トモ

○十六年夏四月妹子隋ヨリ還トモ

ル隋ノ使斐世清来リ報聘ス、トモ

む倉ケ ヲマ 遺詔 ヲゴニ

○第三十五代 舒明天皇 押坂

彦人大兄皇子 飛鳥岡

岡本宮 大和高市郡 上

毛野形名 形名戰敗レテ入テ

圍マレ 衆多ク潰エ散ズ 形名將

ニ壁ヲ踰エ通レントス 其妻之ヲ

諫以乃チ酒ヲ酌ミ之ニ飲ミシメ

夫トノ劔ヲ佩ビ數十婢ヲメ絃

ヲ鳴ラサシメ以テ兵勢ヲ助ク

夷方モヘラク壁中卒猶ホ多シト

敢テ之ヲ攻メズ是ニ於テ散卒又

聚ル因テ壁ヲ出デ夷ヲ伐チ大

ニ之ヲ敗リ遂ニ東辺ヲ撫綏セ

リ水篇圖アリ故ニ之ヲ注ク

斗升斤量 斗升斤兩ニ

作ル皇朝史畧ハ扶桑略記一

代要記ニ拠ルナリ當ニ從テ政ム

可シ。斗升ハマス目ノ一ニ

斤兩ハ目方ノコトナリ 未詳

皇朝史畧モ亦 享年ヲ記載セズ

○第三十六代 皇極天皇 敏達

曾孫ニシテ 押坂大兄皇 子ノ孫 茅渟王ノ女ナリ 茅渟

王 飛鳥板蓋宮 蘇我

蝦夷入鹿 政ヲ擅シ 蘇我ノ蝦夷及ビ入

父子相共 鹿ノオヤコモロトモニ

不軌ム 中大兄皇子 天智

皇 中臣鎌足 船惠尺

奉 輕皇子 孝德 天皇

○第三十七代 孝德天皇 難

日本親撰史卷一 十六

波長柄豊橋 官ノ古蹟ハ攝津

邑ニ年號 トシ 大化 年号 ナリ

鐘匱 鐘ハツリガネノ一、匱ハ

人々ハ書付テ匱へ投ゲ入レ、鐘ヲ

寛枉 ムツノ 幾内 大和 山城

河内、和泉、攝津ノ五ノ国ヲ

和ノ下ニアリ、平安城建テノチ

以テ弟一ニ改 關驛 關ハセ

置セラレタリ、テ 馭ハ道中ニテ人馬ヲツギタ

國造ヲ能メ 者ニ命セラレテ

世々傳ヘテ其国ヲ治メタリ即チ

封建ナリ、孝德帝ノトキ此ノ国

造ヲヤメラレタリ、国造ノコトハ

成務帝ノ紀ニ既ニ注セリ合テ

見ル ニコトモナリノニヤツコ 國司郡司ヲ置キ 古事

云、諸国ニ宰ヲ立テ置カレテ国

造ハ国司ノ支配下ニ置キ多クハ郡

領ヲトシテ任レリ、○国司ハ朝廷ヨリ

紀ノ如ク其国ノ者ヲ任トセラレテ

官ヲ世ニスルナリ○職原抄校本ニ

云、孝德帝ノ時ニ国守ヲ置レタレ

ドモ未ダ守介掾目ノ四等ノ名ハ

ナカリキ、文武制令ノ時 カキ 國界ヲ分

始メテ之ヲ置レタリ クニノサカヒメラ 田制 ケンヂ

租庸調 租ハネグノ一、庸ハ

調ハ租庸ノ代リニカサシサカシ

布帛ヲ出スト、冠 十三階

七色ノ冠ヲ制ス曰織冠二曰繡冠

三曰紫冠四曰錦冠五曰青冠六

曰黑冠各、大小ノ二寺ニ分ツ七曰

建武、一ノ名ハ立身初位ノ冠ナリ、

以上十三級ナリ、其小繡以上三ハ

服色深紫、大紫小紫ニハ浅紫

日本書紀卷之...

ヲ服ス大錦小錦ハ緋ヲ服ス
大青小青ハ紺ヲ服ス大黒小黒ハ
緑ヲ更ニアラ。○国史畧、
服ス更ニアラ。改ノ字ニ作ル

十九階 改テ十九階ノ冠ヲ制ス、
大織ヨリ小紫ニ至ルマテ

六冠、及ビ初位ノ建武冠ハ共ニ
旧制ニヨル、大華小華、大山小山、

大七小七、各々上下ニ分チ、新ニ
十二冠ヲ制ス總テ十九階トス、

ハ省ハ八ツノ
八省百官 ヤクシヨ、百

官ハ諸ノ 八省ハ中務省、式部
ヤクニシ、○省、治部省、民部省、

兵部省、刑部省、
大藏省、宮内省、
國家ノ制

度 十分ニ
シメテ、オキテ 備

○第三 齊明天皇 重
十六代

阿部比
位ニノボル、

羅夫 舟師 伊クサ 肅

慎 有間皇子 事發
ハアリ、ノクウシ、コト、シ、
ンガ

アラルハチヤフスツシ
レハチヤフスツシ
カククニ

唐ノ高宗ノ西州ノ朝倉
時代ニ当ル、
西州ノ朝倉

宮前後合 舒明帝崩後
上位ヲ嗣グ三

年ニノ位ヲ孝德帝ニ譲リ、孝
德帝崩ジテ上重祚スル、七

年ナリ故ニ前三年ノ在位ト
後七年ノ在位ト合セテ十年ニ

○第三 天智天皇 舒明帝
十九代 嫡子

皇極帝ノオホツクヤ、
所生ナリ 大津宮 至孝

シゴク、ヨク
オヤニツカヘル、
殯スル、六年

殯トハカリモガリスルコト、
○殯宮ニ在ル、六年ト云フ意、

○王代一覽ニ云、有明帝崩ジテ
後六年ヲ歷テ新タニ陵ヲ築

テ改メ葬ル、此時マデハ天智未
ダ即位ノ礼ヲ行ハズ猶ホ大

子ノ作法ニテ禮儀式大織タイシヨク

冠ノ官名、孝徳紀シヨ位階ニツク

藤原氏 大友皇子 弘文ニ 天皇

太政大臣 道ヲ論ジ以テ国

事ヲ経緯ス、是レ有徳ノ撰ニ

シテ官ヲ設ケ徳ヲ待ツ故ニ

其人無レバ則チ侍臣シケライ

律令シ令トハ教命ナリ、チニ

シメザルヲ云、若シ教命ニ背テ

罪科ヲ犯セル者ヲ懲シ正スヲ

律ト云フ、○官位令義解ニ云、

令ハ教令ヲ謂フナリ、又弘仁

格序ニ蓋シ闡リ律ハ懲肅チ

以テ宗トシ、令ハ勸誡ヲ以テ本

ト、戸籍コセキ家数ヤ人数ヲ帳

分トテモ盜賊浪人横行セリ故ニ

人別ヲシラセテ之ヲ糾断セリ、

大堤オホツツミ 貯タケ水ミヅ

城キ御製ギョセイ 天子ガ自ラミ 漏ロウ

刻コク時計トキ鐘鼓カネ 擊ツクハ

時トキヲ報ホウシラス 大海皇子オホアマノウミ

天武テンブ 文學ブンガクヲ好コム 天武テンブ

治體チタイヲ明アカニシ 行ユキハル

學校ガクコウヲ興オコシ 律令リツメイ 禮儀レイギ

物憲章モノケンチャウ 憲ケントハ法ホウヲ掲カゲテ

人ニ示スヲ云フ、 繁然サンゼン カタチ

○ 第四ヨシヨ 弘文コブン 天皇テンノウ 尋ツク 十代ジュウダイ

大海人皇子オホアマノウミ 天武テンブ 長等ナガトウ 山ヤマ

日本書紀卷之...

前主申乱ノカクセン

謚ヲナ弘文ト

○第四代天武天皇律令

前文ニ天智帝ノ時撰ハレシ注セリ。令ヲ近江ノ令ト称ス。ドモ惜ヒカナ世ニ傳ハラヌナリ。天武帝ノ令ヲ大宝令ト云ヒ平城帝ノ令ヲ養老令ト称ス。凡テ各別ナルニ非ス。天智帝ノトキニ畧条例ヲ為シテ未ダ巻數モ定メズ且ツ律令ヲ天下ニ施行ストイフ。モ見エズ。天武帝大宝年中ニ修撰既ニ訖テ天下ニ施行シ令十卷律六卷ナリシヲ平城帝養老年中律令ヲ刊修シ各十卷トセリ。刊修トハ大宝ニハ官負令ト云シヲ職負令ト改メタル等ノ一問多シ。故ニ新令ヲ大宝令ト称セズシテ養老令ト称ス。是レ蓋シ撰畢之ニテイキ天子タル方ニ係ルナリ。帝紀天子

本紀上古ノ事 国史畧上古ノ遺事ニ作ル皇朝

史畧上古以未撰録ス エラビノ事ニツクル

親王 天子ノ庶民 平民

服色 衣服ノ諸氏 岩垣曰此ニ諸

氏ト曰フ者ハ守山藤原物部等ノ本姓ヲ指テ言フ

姓 岩垣氏云此ニ姓ト曰フ者ハ別ニ是レ一義本姓ノ下ニ

連ネテ之ヲ呼ビ以テ八種ヤ其族ノ貴賤ヲ分ツ

○真人朝臣宿称忌寸道師臣連 種八種ナリ

爵位 十二年 十二階 明位三階 浄位四階

每階大廣ノ二等ニシテ分ツ凡テ十二階ナリ 四十八階

正位四階直位四階勤位四階務位四階追位四階每階大廣ノ二

等ニ分ツ凡テ四十階ナリ 境域 八階 国史畧

○第四代持統天皇 草壁

○十二代持統天皇 草壁

朝廷坐席ノ儀 元嘉曆儀鳳曆

三代實錄ニ云、始メテ元嘉曆ヲ用キ

次ニ儀鳳曆ヲ用ク、元嘉曆ハ劉宋

ノ元嘉二十年何承天造ル、儀鳳

曆ハ即チ麟德曆ニシテ唐ノ麟德

二年、李淳 陣法博士 久キ人

風造ル、 陣法博士 久キ人

武ヲ講 講ハ習ナリ 珂瑠

皇子大寶

○第四代文武天皇 岡宮

天皇 原注ニ云、天武帝ノ太

上天皇 官名 ミヤウ

位號 衣服ノ

唐制ニキ 位記ハ告身ナリ、

倣フ 位記 是ヨリ知キハ凡ソ

位ニ叙スル者ハ賜フニ本階ノ冠

ヲ以テス、今乃チ代フルニ位記

階冠ヲ賜ハズ、位冠 クラ年ノ

停ムト 新律 即チ大宝令

始メテ天下 度量 モノサシ、

領 田租ノ法 トリカタ

○第四代元明天皇 平城

又奈良 都亭驛 續日本紀、四

年閏六月丁巳挑文師ヲ諸

教習セシム、桃ノ字挑ニ作ル又
養老令ニ云、挑文師四人、義解ニ
云、錦綾羅等ノ文ヲ挑クルヲ掌
トルト。古記ニ云、後礼鄭注ニ云、
結綜成文ヲフトノヤスマロ。フル
謂之挑也。太安麻呂 古

古事記序及ニ和銅五
年正月二十八日正五位
上勳五等太朝臣 風土記 國
安萬侶謹上トアリ

民俗地理ヲ 郡郷 佳字
ヨキ 七道 東海、東山、北陸
モジ 七道 山陰、山陽、南海
西海ノ 囚徒 獄中ニアル 録カキ
南島 續日本紀、南ノ 奄美

夜久。度感。信覺。球美。
方物 續日本紀、方ノ字ノ上ニ
其地方ノ 各ノ字アリ。○方物トハ
產物ノ一

○第四代 元正天皇 調

調ハ正丁一人ニ絹施八尺五寸、

十六兩ヲ斤ト為ス、義解ニ云、
絹一斤、布ニ 諸帳簿式

六丁ニ足ヲ成セ、美濃ノ施六
尺五寸、八丁ニ足ヲ成セ、絲八兩
文六尺云云

不比等 或ハ史ニシテ右
社トハエリノ一、古ハ着物ヲ

衣ルニ社ヲ左ニセシユエ今之
ヲ改メテ社ヲ 按察使 職原
右ニセシム、 抄按
本別記ニ云、国守ノ外ニ別ニ按
察使ヲ置シタルニ非ズ、伊勢遠

江常陸守ノ守ヲ其マ、按察使
 ト云フ名ニ改メ、旁近ノ国ヲ管
 メシメタルナリ、サレバ按察使ハ所
 管ニ係レル名、国守ハ一国ニノミ
 関ル職ニテ、其實ハ異名同物
 ナリ、故ニ兼帯ノ一国ニ関ルカタ
 ニテハ守ト云ヒ、所管ノ數国ニ係
 ルカタニテハ、按察使ト云フナル
 可シサテ按察使其兼帯ノ国ヲ
 バ介掾目ヲ以テ治メシメ、自ラハ
 政事ノ大綱ヲ握テ非違ヲ糾
 シ所管ノ国ニハ守以下アル故ニ、
 政事ノ綱目ヲ皆ナ之ニ委テ、
 使ハ唯非違ノミヲ預リキクテ
 ルベシ。○職原抄ニ云、置按察使
 令監察兩国事、凡ク使ト称スル
 職ハ定マレル治所ナシ、国守即チ
 按察使ナレバ守ノカタニツキテハ
 府ニ居シ、使ノカタニツキテハ所
 管ノ國々ヲ巡行スルガ任ナリ、
 渡島 津輕津司 靺鞨
 カツコク 皇朝史畧ニ云、靺鞨ハ
 古ハ肅慎ノ地、和銅六

年渤海大祚榮唐ノ爵命ヲ受
 ケ、勃海郡王トナリ、盡ク肅慎
 濊泊沃沮高麗扶餘挹婁等ノ
 地ヲ併セ、是ヨリ始テ靺鞨号
 ヲ去リ、專ラ渤海ト云フ
 海ト号ストイフ 風俗

舍人親王 天武帝 日本紀
トネリレシク ニホニキ
ノ子ナリ

丹治比縣守 首皇子
タヂヒノアカタノカミ。オビトノクワウ。

○第四代 聖武天皇 宇合
ニヤウムテンワウ。ウマカヒ

淡海公ノ第三子、キナイサウクワ
 世ニ式家ト称ス、畿内總管
 續日本紀ニ云、其職掌ハ京及ビ
 畿内ノ兵馬ヲ差遣シ、徒ヲ結
 ビ衆ヲ集メ、黨ヲ樹テ勢ヲ假
 リテ老少ヲ劫奪シ、貧賤ヲ廢
 畧シ、時政ヲ是非シ、人物ヲ臧
 否シ、邪曲冤枉ヲ搜捕スルノ
 事、又時ニ巡察シ、同郡同等ノ
 治績ノ善惡ヲ奏聞スルコトヲ

ツカサシ 鎮撫使 職掌ハ總管ニ
ドル 差遣スル 節度師 續日本
紀天平

四年、藤原房前ヲ東海山三
道ノ節度使ト為ス丹治比真

人縣守ヲ山陰道 期 廣嗣反
ノ節度使ト為ス 宇合ノ子、廣嗣任

廣嗣反 京師ニ置ク、妻姿色アリ惡
僧支助寵ヲ負ミ、驕恣ナリ、

廣嗣ノ妻ニ姦セントス、妻之ヲ
太宰府ニ告グ、廣嗣怒テ遂ニ

反 大野東人 尊崇
ス、大野東人 尊崇

篤 盧舍那佛 續日本紀、天平
十五年詔ニ曰

菩薩ノ大願ヲ發シ、盧舍那佛
金銅ノ像一軀ヲ造リ、因ノ銅

ヲ盡シテ象ヲ鑄シ、大山ヲ削
テ以テ堂ヲ構ヘ云

勝滿 阿倍皇女

○第四代 孝謙天皇 紫

微内相 續日本紀、詔曰朕

道ヲ殊ニシ、政ニ文武アリ、理宜シ

然ルベシ、新令ノ外ニ亦紫微内

相一人ヲ置テ内外諸ノ兵事ヲ

掌ラシム、其官位祿賜、職分、

雜物ノ者ハ皆 仲麻呂 橘

大臣ニ准ゼヨ 奈良麻呂 廢立

天子ヲ立ル 泄 獄

下 黨與 衆

多 藤原豐成 右大臣

職原抄ニ云、師傳保ノ職ト為

諸官ニ棟梁トシテ帝道ニ鹽

梅タル 寛厚

者ナリ、寛厚

オクヤカナル

日本書紀

○寛大ジバウ時望トイフ 當時ノ人 誣シ

罪ヲ罪ナキニ加フルヲ誣トイフ、
○周語、其刑矯誣、法加罪無

幸ダサイ曰イハレ 太宰サハ員外イノ帥グロウ 職原抄云

帥ハ多クハ是有品親王ヲ以テ之
ニ任ズト「負外帥ハ九位ノトキニ

任ゼラレ、府務ヲ知ルヲ得ズ、
○同校本ニ云、帥ニツノ音アリ

所律及ハ帥某ノ帥之所類及
ハ長官ノ名ナリ、此亦体言ノ例

ニテ所類及ナルベキヲツトヘシ
讀ムハ未ダ考ヘ得ズ、 貶

オワウシトホシ横肆ホシ 大炊皇子オホイシクワウシ

○第四ジュン代ジュン淳仁天皇ワウ 崇道ウタウ

盡敬皇帝シケン 武帝ノ子舍人原注ニ云、天

親王ノクワン官制イヲ改アラタム續皇紀

改易スルニ作ル、太政官ヲ乾政官、
太政大臣ヲ太師、左大臣ヲ太傅、

右大臣ヲ太保、大納言ヲオシカ勝

柳史大夫ト改ム等ノ如シ、押勝

續紀ニ云、詔曰、暴ヲ禁ジ、強ニ

勝テ、戈ヲ止メ、乱ヲ静ム、故ニ

名ケテ押勝エ 惠美スル 續紀ニ記

ト曰フ云、 惠美スル 詔ノ

畧ニ曰、海内静平、古ニ於テ比

類ナシ、汎惠ノ美斯ヨリ、美尤

ナシ、故ニ姓ノ中ニカ交イ替イ 詔言

惠美ヲ加ヘシ、 交イ替イ 詔言

ノ本ナリ、頃年、国司ノ交替、四

年ヲ限リトス、適ニ以テ民ヲ勞

スルニ足ル、今ヨリ以後六歳ヲ限

トシ、故ヲ送リ新ヲ迎フルノ費ヲ

省クベシ、○交替イ 治績イ 治八国ヲ

トハ、カハリアヒ、 治績イ 治八国ヲ

ナシ、續ハ其カ檢イ 檢イ 續紀、推

功績ナリ、 檢イ 檢イ 檢ニ作ル

ギンイ 大事ヲ決ス 上皇自ラ

大事、賞罰ヲ決シ、天皇 兵事

ゼス、高野天皇三詔シ、都督使ト
為リ兵ヲ掌リ自ラ衛リ詭テ

言フ、武事ヲ擧タテ
ヲ講習スト擧コモリ鹽燒

王 藏下麻呂 道鏡
オホキミノクラジマロ。

大臣禪師 封戸ブン 職
ダイジシニシ。封戸ブン。

分田 ヤクヘニツイテノ
リヤウブン 準

ナグヲヘル。準ハ
猶ホ同シト云フガ如シ淡路公

天平神護

○第四代稱徳天皇 歸
十九代稱徳天皇。

三宝ノ奴 萬機セジ 拜
ト為ル 萬機セジ 拜

賀 道鏡ノ 尋テカサ
イハイライフ 尋テカサ

法王 宗音 輿服 コシ、
ノ王 輿服 キモノ

供御 天子ノ衣服、飲擬
食、車輿等ヲ云 擬

同ジヨウニズル、ツノ多
○擬ハ疑似ナリ、其決 道鏡ノ
ダサイノカニツカサ 決斷

太宰主神 主神トハ神主
ト同シ、即チ神

チ祭ル主ナリ、故ニ古事紀ニハ意
富多々泥古ヲ以テ神主トナス

ナドト 習宜阿曾麻呂宇
アリ

佐託宣 カミノオツゲ、
サタクセル カミノオツゲ、○續

矯 和氣清麻呂神教
イッカリ。ワゲツキヨマロ。シケンケフ

續日本紀、神命ニ作ル、
カミノオツゲ、 發臨

タビダチ 恩威 道鏡清麻呂
スルトキ 恩威 道鏡清麻呂

ニ謂テ曰ク大神ガ使テ請フ
所以ノ者ハ蓋シ我即位ノ事ヲ

告ンガタメナリト因テ重テ
慕ルニ官爵ヲ以テス、 非

望 望ノゾミ 遂 トゲル神語
バシアシキトゲル 遂 トゲル神語

神教、神命、託宣、皆同シ、
カミノオツゲトイフナリ

開關以來 日本国ガ
ヒラケテコノカタ

君臣ノ分 キミト、シライトノ
ワカチ、〇續紀、分

ノ字、天日嗣 續紀、天之日
嗣ニ作ル、天

皇ノ位、皇緒 天皇ノ
子スチ、無

道 シラヌ、途、ト
アタ、能ハス

コロスノガ
デキヌ

○第五 光仁天皇 春

日宮天皇 施基親王

續日本紀ニ云、光仁天皇第六
皇子ナリニ作ル、

儲貳 天皇ノ
アトツギ、横禍、ワイ

罹 ア、〇續紀、深ク横禍ノ
時ヲ顧テニ作ル、

慮 大モバカリ、續紀、
顧ニ作ル、酒ヲ縦ニシ

キマニ、
サゲヲム 自晦 續紀、迹
ヲ晦スニ

作ル。ワガ才徳 ナシ、
造下野薬

師寺別當 續紀、以先帝所
寵不忍致法因

為、遣下野、目薬師寺別當、
送之、死以庶人葬之、見世二卷

兼、本位ニ復 モトノ官位クワン
ニモドス、官

負ヲ省 ヤクニシラ
ヘラス、三關、所

ノセキレヨ 邊要 海邊要害ノ
義ナリ、〇民部

式ニ云、陸奥、出羽、佐渡、隱岐、
壹岐、對馬、右四国ニ島ヲ邊

要トシヨウヘイ、
為ス、冗兵ヲ除 ムダノ
ヘイヲ、ヤメル

農耕ニ就シム ヒヤクシヨウニ
スル

鈴鹿不破 愛奈 子ヨレヲ三
関ト云フ

○第五 桓武天皇 平安

城ウ 延曆十三年詔久山背ヲ
改メ山城ト為シ、新京

ヲ號シテ、歴代キタイダイ、淡

平安ト曰フ、列朝リツテウゴダイ

海三船ミミフネ列朝リツテウゴダイ

謚號シカウヲク、公私往來コウシウライ

公トハ朝廷ノゴヨウ、私トハジシ

ノヨウジ、往來ハユキ、スル

數シバクタビ、大伴弟麻呂オホトモノラトマロ

坂上田村麻呂サカノウエノタムラマロ菅野真

道ミチ續日本紀ニホニキ文武天皇ヨ

延曆十年十二月ニ
至ル、總テ四十卷

○第五代平城天皇ヘイジウテウ伊

豫親王ヨシノミコ流ニ處スナガシモスル

○第五代嵯峨天皇サガテウ尚

侍藥子シクスコ藤原仲成フナハラノナカサダ復祚フクソク

フタビ天子ノムネイサハリ上

位ニ即クヒメチ矯ハナ皇

仰トイツハリナラ平城ヘイジウ騷然ウラゼン

サハガシキバクハク暴白アバキ

カタチアラハス

仲成ナカサダ收トラヘ捕ヘ兵ヘイヲ率ヒキキ

畿内紀州ノ兵ヲ召シアツメ、

川口ヨリ関東ニ赴ントシテ藥

子ト同樂シテミチサハギ路ミチニ邀サハギル田村麻

奈良ヲ出ツ呂ヲ大

將トシ文室綿麻呂フミマロヲ副將ト

シテ宇治山寄淀ノ道ヲ渡ヒ

邀ハテイハツ剃髮カミヲソリテ

自盡ジジンジガイハクガク博學モシ

文ヲ能シ文章ブツヲヨク作ル書ヲ巧クニ

文字ヲ、タクミニ

○第五十四代 淳和天皇 清

原夏野 敕 仰セ付ケレテ 令

義解 令ハ養老令ナリ、義

トキ 諸國守 廣

務 多クノ 親王任國

任ゼラル、

○第五十五代 仁明天皇 伴

健岑 橘逸勢 恒

貞 日本後紀 承和八年

原緒嗣等日本後紀

四十卷ヲ上ル

○第五十六代 文德天皇 資

性 明察 事理ニ

ワルダクミヲ 但ナガラ 多病

ヨクシル 性聰睿ニ作ル 姦ヲ知人

ビヨウ 事ヲ視 セイジニ

○第五十七代 清和天皇 良

房 外祖 母方ノ 政ヲト

親 日ニ萬

機ヲ紫宸殿ニ視ル 日ハ毎

ハスベテノセイジ、 内外肅然

紫宸殿ハゴテノ名 國家寧靜

ウチツトノセイジガ 貞觀格式

クニガヤスラカニ 貞觀格式

格トハ律令ノ古ニ行ハレテ、今ニ

用キ難キ事共ヲ取捨シ、時

勢ヲ量リ、世風ヲ斟酌シテ建テ

テ律ニ預ラス。譬ハ礼節ノ欠ヲ式部式ニ補ヒ、賦役ノ遺ヲ民部式ニ拾ヘルナリ、律令格式ヲバ常ニ唯律令トノミ云フハ格式ノニツハ令律ノ中ニ在ルヲ以テナリ。貞觀ハ清和帝ノ時、續日本後紀ノ年号ナリ、續日本後紀序云、貞觀十一年秋八月太政大臣良房、參議式部大輔春澄善繩、續日本後紀ヲ上ル。

○第五十六代 陽成天皇

基經 例ニ治ヘル 良房、外

政ヲ撰スルノ例 夷俘 古ハハ 出羽ヲ

以テ夷ト称セリ、故ニヤスリ。 保則

小野春風 文德天皇

寶錄 元慶三年基經 遊

嬉 アソビ 度無 ホドガム ナイ 無

辜 ツミナキ 公ハ太政 大臣、左右

大臣、參議等ヲ云、 卿ハ八省卿ノ事、

○第五十九代 光孝天皇 謙

恭 キヤウ 寛仁 ムルヤカ ニシテ

人ヲ封録ハク 減ス 街

服 天子ノ キモノ

○第六十代 宇多天皇 巨細

ト無 大小ト無クトイフニ同シ 大事モ小事モトイフ

一切スベテ 漢書云、 穉ヲ兼持ス宣帝位ニ即ク

ニ及ビ、乃チ政ヲ歸ヘス、宣帝 謙謙ニテ受ケズ、諸事皆ナ

先ツ霍光ニ関白シ然ル後奏

術スト、関白ノサシキツ三宮ニ準ズ

字此ヨリ出ツ、サシキツ三宮ニ準ズ

国史畧、関白基經ニ封戸ヲ

賜ヒ、三宮ニ準ズ、注、太皇天

后宮、白太后宮、皇后宮之

ヲ三宮ト云フ、准三宮又准宮

ト号ス、後世其封戸ヲ止メテ

其号ヲ賜フ者アリ、蓋シ准

宮ト称スルハ人臣シツ畫工

極貴ノ号トナス、シツ畫工

度モ変ルユ、天子ノ変ルシツ名

毎ニ般ト名ケ周ト名ケ、シツ名

臣シツナル像シツ人ノ障子

賢聖シツ賢ハカシコキ人、シツ聖ハヒジリ、

○第六代醍醐天皇時

平道真庶務シツオホク

綜理シツスベテオサムル、シツ綜ハ総聚ナリ理ハ治ム

裁決シツサバキシツ流如シシツ水ガ

如クト、コホルシツ望ヲ属シツオモ

誣シツツミナキ人ニシツ異圖シツツク

讒シツヨキ人ヲ、アシサマニ、シツツシリ言フコト

信シツマコトニシツ太宰権師シツ職

抄ニ云、大臣タルノ人左遷ノ時ニ

権師ニ任ズ、然レドモ府務ヲ

知ルベカラス、校本ニ云、帥ノ字

ハ未ダ考シツ左遷シツ位ヲオトス、

注、右ヲ尊トス、故ニシツ寛シツム

降秩ヲ充テトイフ、シツ寛シツム

濫顔シツニウワノ皇朝史畧顔

諫者ヲ來シツ脱シツ又シツ凍餒シツトウタイ

スニ作ル、シツ延喜式シツ延喜、シツウエル想シツ延喜、

三代實錄 延喜元年秋八月左大臣

藤原時平三代實錄ヲ上ル

○第六代朱雀天皇

平將門 大椽 解云

大椽ハ国内ヲ紮斷シ、文案ヲ審署シ、椽失ヲ勾ヘ、非違ヲ

察スルヲ國香武藏權守ヲ掌ル

權守ハ多クハ遙任ナリ、其国ニ下ラスミテ京都ニ居テ守

ルヲ伊フ、興世王 凶險

ヨコシマニメアシキフ、凶ハ惡ナリ、險ハ邪ニ延テ

謀主 イクサノハカリゴトヲツカサドルヒト

○第六代 猿島 郡ノ名又狹

島ニ 偽百官ニセ 純友

作ル

東西相應 關東ニ將門ノ賊アリ、伊豫ニ

純友アリテ東ト西ト相應援ス、忠文平

貞盛 秀郷 討 本篇計ニ

作ルハ 橋遠保 磨滅シ

○第六代 村上天皇 禁中

ナリ 火 累世 寶器

タカラ 文籍 シヨ 獨リ 神

鏡 灰燼 ハハハイノフ 燼

餘ハ 形質 カタチ イッラワリ

ヒトリノハトシ 朕治 ワガ

ヨリノ、ヤクニシ 延喜朝 醍醐天皇 得失

何如 ヨシアシハトノモレシ 主殿寮 吟

イカシ

解ニ云、供御ノ輿輦、蓋笠立、
 緞扇、帷帳、湯沐、殿庭ヲ洒
 掃シ、及ビ燈燭、松柴、炭燎等
 ノ事ヲ掌ル、柴ハ薪柴、燎ハ
 庭燎、**松明**、即チ庭燎ナリ、
 ナリ、**松明**、○皇朝史畧云、
 主殿寮多ク燈燭ヲ費ス、率
 分堂ニ草ヲ生ズルノミ、蓋シ
 剽務夜ニ至リ、租入キヤト
 輸バ少キヲ云ナリ、**舊**ニ比
 延喜ノ頃ニツツ、**率分堂**、大藏
 クラブレバ、**率分堂**、省納
 ル、所ノ物十ノニヲ割テ別納
 為ス、之ヲ率分堂トナス、辨官
 一人ヲ以テ、**治ヲ説者**、天下ノ
 之ヲ掌ル、**治ヲ説者**、治平ヲ
 ハナシ、**延喜天曆**、稱ス
 スル人、**延喜天曆**、稱ス
 アゲテ
 ホメル

○第六代**冷泉天皇**、繁
 延、**為上親王**、**儲嗣**

ヨツギ。猶ホ太
 子ト謂フガ如シ、**心疾**、**国史畧**
 未ダ愈ス、又曰、帝病ニ因テ時
 狂ヲ發ス、作ル、皇朝史畧、多
 病ニ作ル、王代一覽ニ云、**康保**
 四年二月ヨリ、邪氣ノ御病
 アリテ、心地常ナラスニ作ル、
 心疾ハ癡狂ノ病ヲ云フ、

増劇、ヤマヒガマヌク
 オモクナル

外戚、母方ノ朝綱振ル

外戚政權ヲ擅ニスルヲ以テ、
 朝廷ノ政治法度ハ衰ヘテ振

ヒ與
 ラヌ

○第六代**圓融天皇**。

○第十六代**花山天皇**、委

イダネ、**紀綱**、律令、**肅然**

キツテリト、**女**、**帝嘗テ道**

キマル、**長ノ女ヲ**

嬪トシ、稱シテ藤壺女御ト云
則テ女御ハ嬪ト同ジ、令ニ云嬪
四人、○皇朝史、内国史、
畧寵姫ニ作ル、氏子、畧親

文判トアリ、之レニ從フ、○王代
一覽ニ云、大納言藤原朝光ガ
娘、恒子ヲ召シテ弘徽殿ニ置キ
女御トス、寵愛甚シニ作ル、

悲哀シカ、道兼、誘ハレ、
道兼

僧嚴久ト佛經ヲ説キ、帝ニ
位ヲ去ルヲ勸メテ曰ク、陛下早
ク身ヲ捨テヨ臣、イハレ、
亦從ヒ奉ラント、イハレ、
宮ヲ出、イハレ、
月

十二日ノ夜中密ニ貞觀殿ノ
小門ヨリ出デ云、王代一覽

落髮、カミヲ
ソリヲトス

○第六一條天皇、イハレ、
十七代、イハレ、
權ヲ

專ニス、モツ、
政權ヲ、イハレ、
制イハレ、
エ

ト、
ムル

○第六三條天皇、イハレ、
第十八代、イハレ、
益イハレ

專恣、イハレ、
ホシヒマ、

○第六一條天皇、イハレ、
第十九代、イハレ、
權ヲ

敦明親王、イハレ、
統イハレ、
東イハレ

宮、イハレ、
皇太子ノ宮ハ東ニ在ルヲ
以テ太子ヲ東宮ト稱ス、

位ヲ、イハレ、
敦明親王ガ太子ノ
位ヲ、イハレ、
タイスル

小一條院、イハレ、
敦良親王、イハレ

三后、イハレ、
一條帝ノ后彰子、三條帝
ノ后妍子、後一條帝ノ后

成子、此三后ハ皆道長ノ子ナリ、
故ニ家三后ヲ出スト云フナリ、

○第六朱雀天皇、イハレ、
第十代、イハレ、
權ヲ

毀換、イハレ、
ソシル

○第七冷泉天皇、イハレ、
第十一代、イハレ、
權ヲ

之ヲ記録シテ其事ヲ沙汰スル
 所ナリハソレヨリ近リテ訴訟
 裁判ノ事ニモ及ビタルナリ、
 始メハ記録所ヲ官ノ政所ニ
 置レシガ後ニハ院中ニ置レタル
 ナリ、○百鍊抄愚管抄ニ云、始
 テ記録所ヲ太政官ノ政所ニ
 官朝所ニ置ク、民訟民
 ウツタヘ聽斷キ、
 法マスマノ所謂宣言升
 愚管抄ニ云、帝親ラ簾竹ヲ
 抽キ截テ準トシ升成ルニ及
 テ臧人出納小舎ヲ率テ
 殿庭ノ沙ヲ量テ之ヲ試シ、
 而メ穀倉院ノ米ヲ取テ之
 ナ量ル、後世之ヲ遵用シテ
 之ヲ宣言、大江匡房
 升ト稱ス、
 其治ヲ稱シ、後三條帝ノ
 美シク承和ノ年号延喜
 シテ

醍醐帝此クラル世舉テ世
 ノ年号比クラル世舉テ世
 ノ人が皆テ、
 拳ハ皆ナリ

○第七代白河天皇 剛

断果決 政宸

衷ヨリ出ツ 政事ガ天子ヨリ
 出ツト云ガ如シ

○帝居ヲ宸ト謂 相門諸

大臣手ヲ斂 政事ニ手ヲ
 ノ一 出サヌ

風ヲギ土木 造築スル
 皇朝史畧

管造ヲ事ト 國用窘窮
 スルニ作ル

國ノ財用ガ足ラザル 財ヲ納ル
 萬匹ヲ上ツル者ハ輒チイ

上皇ノ御院別當 職原抄
 所ヲ院ト云 校本云

別當トハ本官アリテ又別ニ
 勾當スル職アルヲ云フ称ナリ、
 國史畧注ニ云、公卿ヲ以テ別
 當トナスト則チ公卿ハ本官
 ニ別ニ院中ノ事ニ當リテ務
 ムルナリ、院宣皇
 ノ勅命ヲ宣旨ハ式令ニ詔
 院宣ト言フ宣旨書可ヲ書
 玉フテ訖リナバ、留メテ案ト為
 シ更ニ通ヲ寫シテ布告スル
 之宣旨官符太政官ノ押
 ト云フ、官符印ヲ云○
 解ニ云、凡ソ省臺ノ出符ハ太
 政官ニ向テ内印ヲ請フ、官ハ
 即チ本案ヲ發テ出符ヲ檢
 勾ス、其案ハ官ノ印ヲ印シテ
 本司ニ送り還ス、符式太政
 官符ニ其国司其事云、符
 到奉倍行セヨ
 ○第七代堀河天皇 清
 原武衛家衡衡ノ字當
 衡ニ作ル

河金澤柵コル 據マテ 拔ヌシ
 セメトル 愛女ヲンナ 仍ナホ 衰戚イタム 仍ハリ
 故如シトホリ 諸司ツカ
 奏案天子へ申上ゲタル 覆フシ
 視イクトモ、キヲツケテ 御批ギヨヒ
 再議フタビ
 ○第七代鳥羽天皇 萬機
 十五代 天下ノ政事ヲキ、
 ヲ聽決ケツダン スル
 空儀ヲ修スカタチヲカガル、
 修ハ修飾也
 朝服ニ稜朝廷ニテ著ル
 朝服ニ稜キモノニ稜ヲツケル
 烏帽ニ額エボシニヒタヒガ
 アリテ フクラム

内ヲ好ヲシテ好クシテ内ハ女御ナリハ嬖イ

幸カウオキニイリノササキ三女院ヨイ

璋子、泰子、得子トクシ兆キハス

○第十七代 崇徳天皇シユトクテンノウウ

體仁親王 其速其ノ字ハ

体仁親王 讚岐院 高倉タカクラ

治承 謚ヲ奉ル 崇徳ノタカクラ

奉ル

○第十七代 近衛天皇コシエテンノウウ 甫ハジメ

本院ホシ鳥羽法皇トイフ 新院シンイン

崇徳上皇 頼長ヨリナガ 寵チヨウ法ハフ

皇ワウ得エテ 鳥羽法皇ニ 其シ

兄ア頼長タシミチ 忠通チユトウ 隙キ ナカバ

稍長シヤウ スコシ 信シン コシ

憚ハシ ヲツテ 意イ 如コトク コモコ

屑常ケツジョウ ヲツ 鬱ウツ マ キガ

遂ツヒ カラ 積ツキ テ キノフサグコトガ

久壽キウジュ

○第十八代 後白河天皇ゴシラカハテンノウウ

意コト ラク ヲモヒ 若モシ マン 重チヨウ

祚ソク フタヒ天子ノ 重仁シゲヒト 必カナラ

立タツ 重仁ガキツト 其長子コノチヤウシ

崇徳上皇 長チヤウ 賢ケン 長子チヤウシ

ノ第一子 中外望チウガイノゾク 屬ウチソ

コシ 中外望ヲ屬ス トノ人

日本書紀卷之三

四

ガ、コノ人ハト 謂^{イハク} 呪詛^{シユヅリ}ノ

謀^{ハカリ}ヲモヒツク 憚^{ヨロコ}ハズ 憚^{モットモトセヌ}ハ悦^ハ憚^ハ也

源^{ミチ}為^{モト}義^ノ 平^{ヒラ}忠^{チウ}政^{セイ} 白^{シラ}

河^{カハ}殿^{テン} 義^キ朝^テ 清^{キヨ}盛^{モリ}後^{ノチ}

五^ゴ代^{ダイ}ノ 天^テ皇^{ワウ} 二^ニ条^{ジョウ}六^{ロク}条^{ジョウ}高^{タカ}一^{イチ}

羽^ハ以上^{イジョウ}五^ゴ 幼^{コウ}冲^{チュウ} 冲^{チュウ}亦^{オク}

代^{ダイ}ノ 天^テ皇^{ワウ} 幼^{コウ}冲^{チュウ} 冲^{チュウ}亦^{オク}

○第^{ダイ}七^{シチ} 二^ニ条^{ジョウ}天^テ皇^{ワウ} 平^{ヘイ}治^ヂ

信^{シン}頼^{レン} 三^{サン}条^{ジョウ}殿^{テン} 烧^{ヤキ}幽^ウ

幽^ウハ幽^ウ閉^{ヘイ}也^ヨ 黑^ク戸^コ御^ミ所^{シヨ}

自^ジラ 大^{ダイ}臣^{シン}大^{ダイ}将^{シャウ} 信^{シン}頼^{レン}自^ジ

乃^ノッコ^コテ 平^{ヘイ}治^ヂノ 乱^{ラン}

義^キ朝^テ自^ジラ 大^{ダイ}将^{シャウ}ト^ト称^{ショウ}ス 黨^{タウ}與^ヨ ト、ウノ

○第^{ダイ}八^{ハチ} 六^{ロク}条^{ジョウ}天^テ皇^{ワウ} 叔^{シユク}父^フ

ヲ 憲^{ケン}仁^ニ親^{シン}王^{ワウ} 高^{タカ}倉^{クラ}壁^{ヘイ}

カハイガ^ガル、朝^テ野^{ウヤ} 上^ウ久^クモ

昭^{セウ}穆^{ボク}序^{シヨ}ヲ 失^{シツ}ス 昭^{セウ}穆^{ボク}父^フ子^シ

以^イテ位^イ牌^{パイ}ヲ 宗^{ソウ}廟^{ボウ}ニ 並^{ナラ}ベオク

叔^{シユク}父^フ太^{タイ}子^シトナレバ 昭^{セウ}穆^{ボク}ノ 順^{ジュン}序^{シヨ}

平^{ヘイ}氏^シノ 族^{ソク} 平^{ヘイ}家^カノ 朝^テ官^{クワン}

朝^テ廷^{テイ}ノ 采^{サイ}邑^イシハイ 未^ミ冠^{クワン}

マダゲ^ゲン^ンブ^ブク セヌ

○第^{ダイ}八^{ハチ} 高^{タカ}倉^{クラ}天^テ皇^{ワウ} 静^{シヤウ}

海^{カイ} 王^{ワウ}代^{ダイ}一^{イチ}覧^{ラン}皇^{スウ}朝^テ史^シ畧^{リョク}、国^{クニ}

海^{カイ} 史^シ畧^{リョク}、日^{ニチ}本^{ポン}外^{ガイ}史^シ、並^{ナラ}ニ 淨^{ジュウ}

作^{サク}ル 太^{タイ}政^{セイ}入^ニ道^{ダウ} 第^{ダイ}ヤキ

西八條別莊シモキ福

原ニ在リ興キ騎キ橫ク

ヲゴリ積テイカリガツキ

積怒佛ニ歸キテイハツシテ也

成親僧西光源行

綱ヲ引キレテ黨トシ其ノ

議ニ與ル平氏ヲハホスコトノ

密ニ謀フ平氏ヲホホス

重盛泣キ數月治承

六月重盛熊野ニ到ル七月

病ム八月朔没ス冬十月清

盛福原ヨリ兵ヲ率テ騷テ

サハグ、モト基房ヲ影シ王代ニ

云、基房ヲ備前ヘ流ス、皇朝

史畧、国史畧、日本政記并ニ云、

基房ヲ罷メ、照ノ師長流

太宰権帥ト為ス、尾張ニ鳥羽殿皇朝史畧殿

流ス、覽、鳥羽ノ仁孝シモノ入ヲ

離宮ニ作ル、ニヨク喜怒色ニ形レズヨロ

ツカヘル、一モ、イカル一モ、憂鬱シウレ

カホニテ又、キガヤ疾ヲ致シ致ハ未也、キタス

○第八代安徳天皇以

仁王ヲ勸テ潜ニシヨテ

令旨奉テ奉ハ奉行ナリ

鎌倉ヲ據テ應ス

應ハ應ニ義仲長驅北

皇朝史畧 征夷大將軍

王室陵替 朝廷ノオトロ

復 院西面士

皇朝史畧 始メテ西面ヲ置キ

北面ノ外ニ西面ノ侍ヲ

置テ武士ヲ召シ集ム

親 帝親ヲ騎 刀劍鍛

帝自ラ刀ヲキタフテ多ク武

士ニ賜ヒ之ヲ佩バシム

承久役 承久ハ順徳帝

久三年後鳥羽天皇兵ヲ召

シテ義時ヲ伐ツ克タス

天皇ヲ隱岐ニ遷ス 後鳥

羽帝 島ニ流ス 巖穴

茨 カヤシヨウエン マツノ

オホヒ エニワウ 四糸帝ノ

カクス 延應 年号

○ 第八ツチミカドテンロウ

外祖 母方ノ 一幡 政子

頼家 終 信ニ起

守護職 千幡 比企能

負 不可ヨク 其女 能負

臥内 ネ マ 給ダマス 宗員

擁 攏ミテ 殲 コロス 奉

モリ 命名 實朝

女婿 ムスメ 朝雅 執權

セイケンチ 守成 順徳

ツカサドル 天皇

日本書紀

温醇 ヲダヤカニノキツカ
ナイ。温厚醇粹。

失徳 シツトク
コチヒ 亟 スミヤカニ
ハヤク 議

位 キクラキチカ
ユヅル 間居 ヒトカリ
クラス

歌詠 カエイ
ウタチ ヲム 自娛 ヒカラタシム

播遷 ハセシ
ナガシモノニスル
播音波、放棄也。

忍心 シゴヒ
タエ ヲム 告 ヒトリ
ニ止マルニ

寛喜 シノビ
ケツキ

○第八十五代 順德天皇 ジュントク
テラウ。

右大臣 拜賀ノ禮 ウダイジン
ハイガ レイ 承久
元年

正月廿七日夜實朝大臣拜賀ノ為メニ鶴岡へ参宮 王代

公曉 暗中 アンチウ
クラ 戕 ニヤウシ

王代一覽ニ云、鶴母ノ別當公曉詐テ女形トナリ窺テ刀ヲ

抜キ、實朝ノ頭ヲ切ル、大呼 タイコ

○戕ハ害ナリ オホヒニチノアタ
ホウズ 公曉ノ
ヨバル 父讎ヲ報 父ハ即

頼家ノガレニケル三浦義村 ミウラヨシムラノ

依 ヨル 公曉ハ美村ニ頼ミ將軍
タラン一ヲ望ム。依ハ頼ミ

給テ殺 アサキコシ 義村急ギ義時ニ
告グ、即チ長尾

定景ヲ遣リテ頼經 鎌 ヨリツネ。カマ

倉主 府事 鎌倉府ノ クラノシウ。フジ
政事、

尼將軍 アマノヤウジン

○第十六代 仲恭天皇 チュウキョウ
テシラウ。

中院 天皇 朝廷ヲ制ス チュウイン
テウタイセイ

制ハ自由ニツカフ義、威柄 キヘイ

朝廷ノ 復 フクストリ
モドス 權勢

日本書紀卷之...

イキヲイ、**キウ**ニ仍モト、カハラ

○兵権勢力、**官爵**。右京権大夫、**削**。

西犯。ニシ京師ヲブズリヤク。文曆。

九条院。謚ヲ上ル仲恭

ト上ル、

○**第八代後堀河天皇**。

後高倉太上天皇。六波

羅。國史畧ニ云、義時政事

波羅ニ置ク。執權兵政ノ

貞永式目。國史畧ニ云、

目五十条ヲ定ム。俗ニ

○**第十八代四條天皇**。

○**第九代後嵯峨天皇**。

南遷。土佐ニグワイカ外戚

群議。順徳帝ノ子忠成

ハ道成ノ外孫ナルヲ以テ位ニ

セ**排**。オシノケル**經時**。頼

嗣。長講堂。封地講

堂ニ付キ**朝權**。朝廷ノ

回復。トトリ。時宗。皇

統。天子ノ各ヒタツ。龜山天

深艸天皇トノ兩統。衰替

ヲトロヘ**極**。コノウエモナイ

○**第九代後深草天皇**

經時ツネトキ時賴トキヨリ職シヨシヲ襲ツク

執權職ノ從父光時ジウフミツトキ國史クニシノ

從弟光時ニ作ル、王代一覽ニ云、光時ハ義時ノ孫朝時ノ子也、

賴經ヨリツネ圖ハカル殺スヲコトアラハル事露ハカル

ロケニ三浦光村ミウラミツムラ幼ヨリコヨリ賴經ノ

近臣チカシ舉族キヨクシニルイノシニルイノモノドモニナ

賴嗣ヨリツグ宗尊親王ムネタカシノウ疾ニヤマヒ

嬰カカリビヨウキニサイミヤウジ最明寺サイメイジ

老ラウココインキヨトキムネトキ宗ネ尚ナホママダ

長時ナガトキ大事ダイジオホヒナルセイジ

○第九代カマヤマテン龜山天皇ウツウ

善ヨク舊制キウセニ遵シトシタ制度シタニシタ

ガフ、善猶多也、府事フシハクフ、職シヨシヲ

解トキ執權職シヨシヲシヨシ微服ビフクイヤシキモクキモ

四方シヨウクニシヨク疾苦シクナナギギ青アヲ

砥藤綱トシフヂツナ引舟ヒキフネ衆シヨウ廉シヨテ

剛カウイサギヨク、○皇朝史略クニシヨクマツスグナル、俸祿ホウロク悉シツ賑ニギ

貧困、自奉甚薄、其在職廉シヨ潔剛直不憚シヨク權貴、

權貴ケンキヲ憚カズカ斗トコウウノノアル、

ヲソレズ、頓トシニ革カルニハカニニカハル、

皇朝史畧、於是奸吏斂迹シヨク人々自飭シヨク風俗頓革、

□時賴トキヨリ微服ビフク民ノ疾苦シヨクヲ

問トフ圖ツ時賴微服シヨクシテ行脚シヨク僧トシヨク為リシヨク四方シヨクヲ周

巡セリ、一夕シヨク根津ニ難波ニ浦ニ至リ、人家シヨクニ投宿シヨクス、屋壁シヨク

傾キ頼レ、老尼アリ、獨リ居ル
詰朝親シク自ラ歎キ、既チ
進ム、時頼尼ノ賤役ニ慣チ
ルヲ視テ怪ンデ之ヲ問フ、尼
潜然トシテ淚ヲ垂シ曰、我が
家世々此ノ邑ヲ食采セシガ
不幸ニシテ夫ヲ失ヒ子ヲ喪ヒ、
門戸衰ヘテ遂ニ人ニ奪レ、告ガ
訴フル所ナク、艱苦此ニ至ル、
財カニ餘年ヲ保ツノミト、時
頼事情ヲ詳悉シ、帰ルニ及
デ其舊ニ復ス、
元使對馬ニ來、趙民弼
大宰府、答書ヘシ、草
サウカウヲ
カキテ

○第九代後宇多天皇。
對馬壹岐ヲ犯、元兵三
萬二島
ニ寇ス、遂ニ二島ヲ取リ、悉ク
吏民ヲ殺ス、

鎮兵 太宰府ニ於ケル
鎌倉ノ兵

倉 時宗ハ元使杜世
忠何文等等ヲ

鎌倉 探題ヲ鎮西ニ置ク。

博多 周福、察忠等ヲ
博多ニ斬ル

大舉 兵ヲアゲテ 入寇

未リ 鷹島 保 外史
アダス

ニ作ル、 颶風 倍具、
ツボミマモル 貝ノ音ニ

雄風 四百俱至也、戰艦 元ノ
非ズ、

盡ク覆ル、カヘリ、 掩

撃手 襲撃ト同ジ、 殲 元兵

十萬生還ヲ得ル 貞時

○第九代伏見天皇。

十三代

久明親王キミノミコ 禁内キムチノ 禁裡キムチノ

衛兵ヱノヘ 待衛マツヘ 齋イハヒ 孫ミコ 大統オホスミ

天子ミコ 時論トキロン 當時トキノトキ ノ人ノヒト

誓書セイヤク カキツケ

○第九代後伏見天皇ゴノイハヒミコ

五上皇イツノミカド 上皇ミカド 藉シヤク 借カケ 借カケ 借カケ

言ハ時宗ノカラ借リテ立テ太子タルヲ得ルナリ、

立タテ ヲ下シタ ヲ得ケル 皇朝史畧立テ太子タルヲ

得トク タリ 中院ミナノ 龜山カメノ 承ツケ

久ノ事キウノコト 後鳥羽帝ヲノミカド 海外ニ遷スノミカド、七

齒シ ハラ 其ノ後ノミカド 皇胤ミカドノミコ

卿ケイ 貞時サダトキ ヲ遺詔ユヱウ 世々位ヨシヨシノミカド ヲ龜山カメノ

ノ後ニ傳ヘ後深草ノ子孫ニハ長講堂ノ封地ヲ與フルノ遺詔、カウリツ 夕ガヒニキガス 更立ミカド 兆シ

○第十五代後二條天皇ゴノイハヒミコ

族師ウヂノシ 時トキ 族ハ親ノミカド 守邦モリクニ

王ミカド

○第十六代花園天皇ゴノイハヒミコ 熈キ

時トキ 基時キトキ 高時タカトキ

○第十七代後醍醐天皇ゴノイハヒミコ

記録所キヨクショ 下卷第一葉目ニ注セリ

親ミカド ラ民ノミヤ ノ訟ノウ ヲ聽キク 天子ガミコノ 言コト ニ

民ノミヤ ノソシヨウヲモツテキマニ 專マコト スル

資朝スケトモ 俊基トシモト 武人ブジン 之シ

引ヨモル衣冠キモノ、クワンムリ

朝衣ダシ、脱シスキギス酒サケヲホシテ、

サケヲキマニテムキ歡ウレシ心ムヲス結ムキゲンヲ

トリムスグ、ノ皇朝史畧深ク相結納スニ作ル、日本政記

歡心ヲ結ブ無レ禮イ講コウ礼レ義ナシ

連中、講ハ猶ホマ益ス切セツマス社ト謂フガ如シ、

カシニ邦カ良カ護モリ良カ親シ王ヲ。

英姿エ政記ニ云、護良有英姿帝愛之、皇朝史畧天

姿穎敏ニ作ル、○姿、資、同義、○ウマレツキ英雄トイフ、

貞時ノ約ヤク兩統更立トリ執ト

トリカ量カ仁ヒト尊ソウ雲ウン座ザ

主僧官ス收ム政記、結ニ作ル、トリムスス

太塔宮オホタタミヤ、贊ソウ、圓觀エンクワン

呪シノフ竄ザンスル謀マカシニ謀マカ

謀ハ伺也、謂フ反間也、笠置カサギ

山ヤマ東兵トウヘイ北条氏キョウジョウ辛カ崎サキ

南都ナント笠置山カサギヤマ王事オウジニ勤キン

天子ノフニク楠クナ正マサ成シゲ委オイ

マカ興コウ復フク朝チウ廷テイヲサイコウスル

慷慨カウガイ天下ノ乱レタルヲ赤アカ

坂サカ城キツクシロヲク光クワウ嚴ゴン院イン

平等院ビヤウドウウイシ親シユ主シユ量リョウ仁ニ親シユ

光嚴院クワウゴン兒コ島ジマ高タカ德カ車シ

ヲ指サス、後醍醐帝クニマ奪ウバフトルヒ

加カ馬マ後クニ醍マ醐マ帝ヒ奪ウバフトルヒ

光嚴院クワウゴン兒コ島ジマ高タカ德カ車シ

ヲ指サス、後醍醐帝クニマ奪ウバフトルヒ

加カ馬マ後クニ醍マ醐マ帝ヒ奪ウバフトルヒ

加カ馬マ後クニ醍マ醐マ帝ヒ奪ウバフトルヒ

能ハズデキヌ

櫻樹ノ題詩 高應車 駕ヲ奪

ハントシ能ハズ、夜御館ニ至ル 度ニ櫻樹アリ、輒チ白シテ詩

ヲ題 天莫空ニ勾踐 時

非無范蠡 勾踐ハ越王

ハ越王ヲ相ケテ會稽山ノ耻 ヲ雪ギシ名臣ナリ、莫空トハ

見ステハセヌト云意ナリ、勾 踐ヲ以テ帝ニ比シ、范蠡ヲ以

テ自ラ許スナリ、○昔シ天ハ 勾踐ヲ見捨テズシテ范蠡ト

イフ臣アリテ、勾踐ヲ相ケテ 會稽山ノ耻ヲ雪ゲリ、今帝

ハ西狩スルニ雖 臣天ハ之ヲ見 ステハセヌ、今ノ時ニモ范蠡ノ

如キ勤王ノ士ガ ナイトハセラレヌ

版築 糧盡

赤坂ヲ復シ 赤坂ノ城

御 狗ト通ズ、 外史

泉ヲ徇ノ悉ク之ヲ 新田義

貞赤松則村 千波漆

千夫港トモ、 御シ 猶棄

千波島ノ南ナリ 也

名和長年 舟上

氏 後チ尊 少 荒縦

長崎高資

貪テ私多シ ヨクガフカク、

民心ヲ失ヒ ジンキガ 宮ニ

還 京都ノ皇宮ニ 新

主ヲ廢シ高氏ノ奉ニシタル光嚴帝ヲヤル

其官爵ヲ受ル者ヲ貶ヘシシ

新主ヨリ官爵ヲ受ケタル人ヲオヒノケル

威名キコウ、テガラ、○威力、功名、

忌キフコウジン候人モ僧ツツ

良忠リヤウチウ、部率シハイカ、ホソツ

罪ヲ犯ツカス都下ラ梟ケフス

ゴクモニテ、毀法印ハフイン、親王シニワラ

モリナガシニワラ、御名ナ後醍醐天ノ

尊治イナジ一字ニ尊タカウジ、尊氏ト云

決断ケツタン、所ヨ軍士ヲ甄別シテ之ヲ

廢人ヘイジン、准后ノ藤原氏ノ廉子ノ類、
及ビ官女ノ娼妓ノ類、

大内オホウチヲ營イナムツヒノ費キヨニ供ヨ武建

元年春正月大内ヲ營ム、安藝周防ノ租賦ヲ以テ其ノ經費ニ充ツ、諸国地頭入ル所ノ二十分一ヲ徵ス、安元以未大内久シク廢ス、是ニ及ビ成盛ニ土木ヲ興シ、大ニ宮室ヲ營ム、用度足ラズ、始メテ楮幣ヲ用ウ太平記楮チヨ

幣ヘイキンサツツ、○紙ヲ以テ製シタル貨幣

宴遊エンユウ、恒良親王ノ内ノ

侍廉子シニ准后ノ藤原ノ大ノ

功コウ大ノヒナルノ太子ノ恒良ノ親王ノ

ヲ指シ親王ヲ讒シス護良親王ハ

足利ノ尊氏ノ所ヲ為シテ惡シ諸

国ノ兵ヲ徵シテ之ヲ除ントス、

尊氏其終ニ己ニ利アラザルヲ知リ帝ノ竈姫藤原氏廉

子ニ結ビ誣ルニナリ成良親王

謀反ヲ以テス 鎮タリ 正統記ニ云、上野太

夷大將 直義 輔 直義 軍トス

推トシテ相摸 土窟 皇朝 史畧

ニ遊ビ英園ノ古蹟ヲ歴覽ス

土窟今猶存セリ、視ル者涙

ヲ拭ヒ、足利氏ノ賊ヲ罵リ、

皇子ヲ寛ト時行 餘

セザル者ナシ、 黨

ウチモレタル人ヲシテ

淵辺義博 罪状 ツミノ

アリサマ

○皇朝史畧、連戦 逆状ニ作ル

箱根 義助 竹下

闕ヲ犯ス 細川定禪京師

ヲ陷レ火ヲ縱テ

内裏ヲシハクシテ 後伏見法

燒ク 二法皇 皇花園

法皇 比叡山 顯家 少

貳頼尚 頼 菊地

武敏 宣吉 王代一覽院

大舉 陸軍二十萬

督 皇朝史畧、福山城

白旗城 湊川

□楠正成 湊河ニ赴ク圖

五月十六日正成弟正季子 正行等ト闕ヲ辞シテ西ニ櫻

井駅ニ至ル、正行時年十二、 正成之ヲ河内ニ遣リ帰シ

之ヲ誡メテ曰、汝ハ幼ト、 己二十歳ニ過ギタリ、猶ホ能

ク吾ガ言ヲ記セン、今日ノ役 八天下安危ノ決スル所、意ヲ

ニ吾レ復々汝ヲ見ザルナリ、
 汝ハ吾ガ已デニ戦死スト聞ク、
 天下盡ク足利氏ニ帰スル、
 知ルベキナリ、曠テ禍福ヲ計
 リ較ズ、利ニ嚮ヒ、義ヲ忘レ、
 以テ乃父ノ忠ヲ廢スルナカレ、
 苟モ我族隸エメ一人存スル者
 アラシメバ率平テ以テ金剛山
 ノ旧趾ヲ守リ、身ヲ以テ国ニ
 徇シ、死アツテ他ナシ、汝ガ我ニ
 報ユル所以ハ此ヨリ大九莫之
 因テ帝嘗テ賜フ所ノ菊作
 刀ヲ以テ之ニ授ケ訣別ス、
 正行従ヒ共ニ死セント請フ、
 正成之ヲ叱之起タシム、正行
 涕ヲ揮テ去ル、

師基 官軍復振フ

官軍ガフタビトヨヒトシヤウ、
 フルヒチコル 豊仁親王

光明院 糧道 ヒヤウ
 ラウチ

ハコブ 絶 タチ イッハリ。多カチカ
 ミチ 絶 キル 佯 尊良

親王 經畧 キリタル 新
 シンワウ。ケイリヤク サリタル シン

造器 アラタニツクリタル 正
 ガツクキ アラタニツクリタル マサ

行興復 トリ 金崎
 ツラ。ウフク トリ カチガキ

城 瓜生保 義治 杣山
 シロ。ウリクモツ。ヨシハル。ソヤヤ

高経 国史畧、高常ニ作り、
 タカツネ 国史畧、高常ニ作り、

招徠 ヨヒル 越前府城
 セウライ ス ヨヒル エチベシフシロ。

足羽城 藤島城 黒丸
 アスハノシロ。フヂシマシロ。クワ

城ヲ攻ム、高経恟懼シテ、藤
 島以下七宮ヲ築キ、平泉寺
 ノ僧徒又叛シテ、藤島城ヲ
 保テ以テ高経ニ應ズ、

義良新王 遺詔 外史ニ
 ヨシノカシニワウ。トシセウ 外史ニ

国賊ヲ滅シ天下ヲ平バサルヲ
 憾ム、骨ヲ此ニ埋ムト、虫ドモ魂
 魄常ニ北闕ヲ望ム、後人其心
 朕ガ志ヲ体シ、力ヲ竭シ、賊ヲ

日本畧史字引 六十一

討ゼヨ、否ザレバ我子孫ニアラス
我臣屬ニ非ズト、劔ヲ按ニテ
崩ズ

○第九十八代後村上天皇

顯家 破コト數 ヤブル

海ヲ航 ウミヲフネテ 颯 オホ

果茨 陸奥ヘ 宗良親王

懷良親王 顯信義宗

土居得能 菊地諸族

諸氏ト 軍事 イクサ 總

督 ツカサドル 義故ヲ糾

合 ミノモノ 義故ハ猶言

美田也、旧恩所結、美不相忘
謂之美故也、糾ハ收合也、外

史義助稍、敗 アス 足羽城

援軍 ヘイタイ 諸將

帥ヲ請 コトヲ 請フニ作ル

親房 親房興良親王ヲ

親王ノ 奉ズ 興良ハ護良

小田治久 關城 保シ

結城親朝 收復

顯氏 山名時氏

高師直 正時 拜辞

四條 暇

楠正行 歌ヲ 如意輪

堂ノ 壁ニ 題スル 圖 如意輪

ハ吉野山金峯山寺正堂ノ東
三百歩ニアリ正行後醍醐帝
廟ヲ拜シ和歌ヲ如意輪堂
ノ壁ニ題シテ曰カハラト
クねておとらむとあづきゆ
あたらぐとらむとあづきゆ
を

穴生正儀石河興仁

崇光院 擁立

天子ニ御所 庶長子

メカケバラク 直冬 幕府

將軍ノ居ル 所 義詮

基氏 弟ナリ 歸順

カウサンスル一、

石堂義房 桃井直常

素 惡 ナカバ 夾撃

ハヤミ 横恣 キ 仁木頼

章 細川頼春 自安ゼズ

オチツイテ 追撃 オヒ

虚ニ乗ジ ソチハノナキニ 薬

殺 ドクヤツラ、ノマシヤウイ 正平

義詮南朝ノ正朔ヲ奉ジ正

光嚴 崇光 由良信

阿 児島高德 密音

内密ノ宣旨○密旨ヲ新撰
ニ諭シテ曰天子義詮ノ降ヲ
納レテ北ノ方京師ニ還リ玉
其実ハ虚ニ乗ジ誅ヲ行ハ
トスルナリ、尊氏ハ彼レニ在
リ公等之レヲ圖レ、機失ヲ

可ラヲトゴヤマ。榊正儀

源顯能 東山 糧

盡 ヒヤウラウニヨロヒツラス 甲ヲ探キ

ヨロヒヲウマニ御シ ウマニ

衝テ出 ツキクス 隆資

賀名生ノ行宮 吉野山中ニアリ

義宗 義興

新田義興 鞍ニ伏シテ

轡索ヲ敵中ニ結ブ圖

義宗、義興、義治、共ニ兵ヲ

武藏野ニ勒シ大ニ尊氏ノ

大軍ヲ敗リ之ヲ走ラス義

興進テ関戸ニ至リ鎌倉ヲ

襲ス、其基氏甲ヲ悉クシテ

出テ拒グ、義興ハ海濱ニ戰

ヒ三騎ヲ斬リ、馳セテ基氏ノ

陣ヲ衝突ス、左ノ轡索断シテ

地ニ舞ル、乃チ刀ヲ照ニ挟シ俯

シテ之ヲ結ブ、賊群リ至リ、其

項及ビ背ヲ撃ツ、義興為ニ

動カズ、結び畢リテ賊ニ應ズ、

賊驚キ走ル、遂ニ義治ト合

ニ撃テ基氏ヲ走ラシ鎌倉

ニ據 畠山國清 誘殺

ダマシツレダシテ 菊地武光

コロス 懷良親王 少貳頼尚

筑後河武時 武重 大友氏時 天野行宮 觀心寺 陸良親王 賀名生ノ行宮 林火ク陸 良 二字、日本外史、皇朝史畧 並ニ興良ニ作ル、云興良親

王ニ敕シ、赤松氏則等ヲ率
 平テ畠山国清ヲ討ゼシム、
 既ニノ興良反シテ義詮ニ應ジ
 賀名生ノ行宮ヲ焚久帝前
 関白師基ヲ遣リ之ヲ攻ム良
 良敗レテ南都ニ奔ル人其父
 護良ヲ辱シ、前関白藤一
 ムルヲ譏ルナリ、外史ニ云、
 原師基 管領 義詮道
 嘗チ以テ執事トセント欲ス基
 氏、細川頼之ヲ薦メテ之レニ代
 ラシメ、更ニ執事ヲスヨシテ
 称シテ管領ト曰フ 住吉殿
 東藩 関東ノダイトウツギ
 諸大名、大統ヲ續
 天子ノツネニ
 位ヲツグ 恒 イツモ カハラズニ 艱
 キ 危ヲ踏 ヲツラキ トウセイ
 メチナサル 東征
 北伐 足利ノ賊東ハ鎌倉ニ
 據リ進ンデ京師ヲ
 奪フ故ニ帝之レヲ征伐セリ、
 京師ハ行宮ノ北ニ在リ故ニ

北伐 オオホネキヨツナシ
 ト云、率 虚日無 オホカダ
 イクサヲ
 セヌ日ハ
 ナイ
 ○第九代 後龜山天皇
 第十九代 後龜山天皇

緒仁 後圓融院 氏春

避 義満 稍ス
 ヨケル ヨシマツ。ヤハ
 ヲシツ。ホニ 蓄

氏満 異志 ムホニ 蓄
 ムホニコトアラハル
 モツ 事覚 ムホニガ
 ロケンズル 上

杉憲春 讓 ヲシマツ。ヤハ
 ヲシツ。ホニ 蓄
 ムホニコトアラハル
 モツ 事覚 ムホニガ
 ロケンズル 上

カフ 第ヤ 室町 營
 ヲシマツ。ヤハ
 ヲシツ。ホニ 蓄
 ムホニコトアラハル
 モツ 事覚 ムホニガ
 ロケンズル 上

海 南海道 總管 スベテ
 ノー 六イニスル

幹仁モトヒト後小松天皇ゴコマツテンノウウ

大内義弘オホウチノヨシヒロ六角湍高カクカクシノナカタカ

兩統更立リヤウトウウカウリツ南北之兩統ナンボクノリウツ互ヒニタツ

故事ノ如クモコトノゴトノカクモ深草之兩統フカクサノリウツ

如クセカクセ戎服シウフク曹甲ソウケツ

ルル着ツキ扈從コトシヤク天子ノテンシノ御トモスルミコトモスル

大覺寺ダイカクジ降禮カウレイカウサンカウサンスルスルキヤキヤ

父子ノ禮フジノレイチヤコチヤコ北方ホクフウ

五帝ゴテイ光明院クメイイン崇光院シュウカウイン後ノチ光嚴院クワエン後圓融院ノチエンリウイン

後小松天皇ノチノコマツテンノウウ北キタ一イツ歸キ方カタノ五帝イツノゴテイト称ストナヅケル一イツ歸キ方カタ

侍從シヤクヲ屏シラヒハナハナ

ケライニケライニ順覺ジュンカク雲遊ウンユウ

イトマイトマヲヤルヲヤル順覺ジュンカク雲遊ウンユウ

クモノ如クニクモノノカクニ時人トキノヒト當時トキノトキ山國ヤマクニ

貞仁テイジン康曆コウレキ新神器シンシナモノ新シン

ツクリタルツクリタル應永オウエイ廣義クワウギ

門院モンイン難ナシスルスル緒仁ジュジン

○第百ダイヒャク後小松天皇ノチノコマツテンノウウ

太政官廳ダイシヤクワンテイヤクヤク

義持ヨシモチ難ナシトストスナリガタイトナリガタイトスルスル

怒イカリニ觸ニツクイカリニイカリニツキアタルツキアタル道義ダウギ

金閣キンカク王代オウダイ一覽イツランニ云ニイフ北山キヤクサンニ

移リ居ルウツリイクル室町ムロマチノ館ノミヤヲ義持ヨシモチニ

讓ルユズル道義ダウギヲ北山キヤクサン殿ノミヤト称ストナヅケル此ココ

北山キヤクサンハ元来ノチカラ西園寺セイエンジノ領ノリナリシナリシヲ

美ナルミナリヲ以テヲモツテノ故ノユヘニ世人ノヨリト之レヲノコト

金閣キンカクト称ストナヅケルノ皇朝史ノミヤウチノシ畧ノリヤク云イフ

諸国ノ守護ヲシテ役ヲ助
ケシムニ三層閣ヲ造リ板方
一丈二尺ナルヲ得テ床ト為シ
壁柱戸牖皆ヲ塗エルニ金ヲ以ス
北山キタヤマ北山殿キタヤマノイハシ一殿

ヒトツノキニナ内ナイ朝テウスル
ゴテン

毎ゴトニテウキンスルア安アンヲ取ル
タビゴトニ

キウソクセウ小御所コミヨ堺城サカイ
スル

基國モトクニ頼元ヨリモト今川貞世イマガハサダヨシ

慚懼ザンクハヂヘイリ兵力イキホヒ
ヲソル

湍兼ハツカネ謂イハツミヲイ異圖イ
セヌル

ムホンケフ夾ハサミ敷手テ
スル

カシヤウヘ上杉朝宗スギトモネ
ツカヒテ

百方ヒヤクハフ好ヨシ明國メイコク
シカク

明主メイシュ允イン放フウ煖エン當トウニ作ル

祖ソノニ日本國王ニッポンクワウ醜シウ醜シウ惡アク也

太上皇タウジョウ義持ギモチ辞ジ

コトギ儀仗ギヨウハルギ儀仗ギヨウギニキノ
ダテダウグ

仗テイハノ劍戟ケンキ乘ジョウ輿ウ天子テンシノ
ノニ總名ソウナ乘ジョウ輿ウ天子テンシノ
ミクルマ

擬ギニセルハ似也ニ驕ケウ僭ケンコエルハリ

僭ケンハト踰ユ躬コウ仁親王ニシン

越エツナリト躬コウ仁親王ニシン

○第一ダイイチ稱ショウ光クワウ天皇テンノウ

遺孽イニツ遺臣イニチント同ジ所ショ
ノコリシケライ

在ザイシヨモ持氏チウジ憲基ケンキ

扇谷アヲギ山内ヤマノウチ兩上リヤウウヘ
ノガヤツヤマノウチノリヤウウヘ

隙キナカバク權ケンヲウ奪バツ

執事ノ職ヲヤメテ モチナカ 持仲

乱ヲ作スル ムホン 義持 ヨシモチ 援

復トリス モトス 義嗣 ヨシツグ 道詮 ミチツル

義量 ヨシカズ 襲グ ソソグ 義圓 ヨシエン

青蓮院 僧正 島 シマ

山満家 義宣 義教 ヨシノブ ヨシノリ

○第百後花園天皇 ゴハナジノテニワウ

曾孫 ヒマゴ 貞能親王 サダノヨシノヒメノワウ

稱光天皇 嗣無 ツギ

ガナイ伏見 大統 ダイトウ 天子 テンシ

小倉宮 某名闕 ナニナカク 名

ワカ 冀 ネガヒ 北畠満雅 キタハタケニツマヤ

ラヌ

嵯峨 罵 ノルリ 還俗將軍 エンゾクシヤウジン

美教ハ初メ美回ト云テ青蓮院ノ僧正ナリシガ、髮ヲ蓄

ヘテ還俗シテ將軍トナル故ニ還俗將軍ト云

屈 コシラ 憲實 ノリサネ 窮感 キウカン

コマル 永安寺 エイアンジ 宥 ユル 王代一 オウダイイチ

死一等ヲ宥 ヨシヒサ 義久 ヨシヒサ 清方 キヨカタ

長棟 チヤウテイ 影前 エイゼン 前從 ゼンジュ

者 シヤ ツキ 結城氏朝 ユキキウジノチカ

春王 ハルウ 疾王 ヤスウ 義昭 ギセウ

大覚寺 ダイカクジ 以テヒラ 興等 キウトウ

トハ兵ノ守 島津忠國 シマツチウクニ

ナルベシ

満祐 貞村 義勝 ミツスケ サダムラ ヨシカツ

執事ノ職ヲヤメテ 持仲

ケン年ヲトリアゲル 乱ヲ作スル 義持 援

復トリス 義嗣 道詮

義量 襲グ 義圓

青蓮院 僧正 畠

山満家 義宣 義教

○第百後花園天皇

曾孫ヒマゴ 貞能親王

稱光天皇 嗣無

ガナイ 伏見 大統 天子

小倉宮 某名 闕ハ

ワカ 冀 北畠 満雅

嵯峨 罵 還俗將軍

弟教ハ初メ美田ト云テ青蓮院ノ僧正ナリシガ髪ヲ蓄ヘテ還俗シテ將軍トナル故ニ還俗將軍ト云

彫コシラ 憲實 窮感

コマル 永安寺 宥 王代一

虎一等ヲ宥 義久 清方

長棟 影前 画像 從

者ツキ 結城氏朝

春王 安王 義昭

大覚寺 以テヒラ 學

島津 忠國

満祐 貞村 義勝

義政ヨシマサ有光アリミツ尊義王タカヨシノミコ

中興王ナカノキミ衛士ヱシ神璽シニ

尊秀王タカヒデノミコ永壽王トヨユキノミコ

成氏ナリウヂ憲忠ノリタカ憲房ノリフサ

太田資清オホタスケキヨ顯房アキフサ長ナガ

尾景仲ヲカゲノカ和解ワカヨクスル

古河フルカハ政知マサトモ堀越御ホリコエノミコ

所持富シヨモト義就ヨシユキ隅スミ

田某タシガシ傳ダキ政長マサナガ

勝元カツモト姻イン山名持豊ヤマナテトヨノ女メ

適タシス故コニニ匿カクル騷然ウラヤシガシ

近邑キンイ争端サウケンアラソ

岳山タケヤマ皇朝史畧スミヤカノミヤコトノシ累年ルキネン

多年タニシ成仁親王ナリヒトシノミコ

○第百ヨツチ後土御門天皇ノチツチノミカド

□足利義政アシカゲヨシマサ茗宴メイエン

耽タシル圖ヅ應仁十五年オウニノトシゴト秋七月アキノナナツキ

造ツクリリコレニ居ルニイリ勅ツケシテ号ナヅケヲヲ

メ瀟湘シヨウシヨウノ八景ハノケイヲ殿内テンノウチニ畫エカ

シメ、五山ゴサンノ僧徒ソウトヲノ詩シヲソ

ノ上ノウニ題チセシム、古畧コリョク古画コガヲア

ツメ屢ル々茗宴メイエンヲ設セケテ以モテ

世憲セケンヲ遣ツケル、茶人チヤヒト周光シュウカウノ徒ト

尤モトモトモ親近シンジンセラル、是コトレヨリノ

後、茶湯チヤトウ盛シニ行ユクハルト云イハル。

青山シヤンサン先生シヤンシヤウ云、在昔ソノトキ唐テイノ陸羽リクウ

茶チヤヲ好コトムヲ以モテ世セニ聞キフ是

肆シニスル者モノ、注ツ々ツ愛賞アイショウシテ

置オキカズ、然シカレモ未マダ王公大人オウキョウダイジンノ

義材 義植 義豊 政

知義澄 朝倉氏逆

擊手シテ 敵ヲ 北条丸

氏親 部將 ノシヤク

部將謂軍部之略シキ

下又有小將也 略シキ

ドスル 氏ヲ北條 延徳

○第百 後栢原天皇

踐阼 天子ノ位ニホシガシ。

資ト 即位ノ禮 天子

ツク 香西元近 政

基澄之 政春 高國

意ニ称ハズ イラヌ更

義春 澄元 三好之長

譯ラク 大内義興 復

位ヲモトニマサカタク 久米川

モドス 政賢 久米川

長驅 トホクマデ、 義晴

大永 義隆 貢 柳本賢

○第百 後奈良天皇

義隆 貢 柳本賢

治 侵セイル 晴元 義

維 孝景 六角高頼

納 義暉 長慶 穴

大 政令 政事 命令 氏

茂

北条氏茂儒士ヲシテ

三畧ヲ講ゼシムル圖氏茂

人ヲシテ三畧ヲ讀マシメテ之

ヲ聽ク、主將之志務ヲ覽ル英

雄之心ヲト云フニ至テ歎ジテ曰

此ノ一言ニシテ足ル、乃チ卷テ

掩フテ羅ム、其敏甲陽軍鑑

捷ナルヲ斯ノ如シ、氏康

山内扇谷

武田晴信上杉輝虎

三越越前、越中毛利

元就

夜陶晴賢ヲ嚴島ニ

襲フ圖元就若ク嚴島ニ

聞テ大ニ喜ビ、兵二萬ニ將トシ

嚴島ニ至ル、夜大ニ風雨ス元

就舟師ニ將トシ直ニ不備ヲ

襲ク、晴賢

敗死ス、

長曾我部氏大友島

津龍造寺三氏三家

豪傑千人八万人ニカクハウ

諸方ト割據土地ヲ

タテ生民人民ト同ジ、

塗炭水ゼメ陷ハマリユ

弘治コソウチ

○第六代正新町天皇

戈ハ、海外外目ノ秀次

自 大間 甥 名護

屋 浮田秀家 加藤清

正 小西行長 朝鮮李

聡 聡音 義州

□ 加藤清正 元良哈ヨリ

海ヲ隔テ遠山ヲ望ム圖

清正ニ王子ガ會寧府ニ在ルト

聞テ行ク一十五日遠ニ府ニ至

リニ王子ヲ拘ヘ又進テ元良哈

ヲ陷レ兵ヲ引テ南ニ海濱ニ

至ル東望スニ六高山ヲ見ル朝

鮮ノ捕虜曰ク富士岳ナリト

余竊ニ謂ヘラク是レ駿甲ノ

富士山ニ非ズレテ北海道ノ嶺

躡山ナラン、余嘗テ日本地誌

畧字引ヲ著ラス時ニ於テ此

注セリ併ヒ見ルベシ 明主朱

翊鈞 秀頼 秀次 濤

縦 イ。ランニソ 高野山。

書 辞 カキツケノ 遺命

ユイ 豊國大明神

徳川家康 前田利家

遺囑 ユイゴンノ 輔 幾

モ無 ホド 石田三成

上杉景勝 東征 東

景勝ヲ セイバツスル 諸侯

浮田秀家 小西行長

大長吉隆 増田長成

關原セキガハラ 捕斬ホリキル トラヘラ

旬月ジュンゲツ トラカ、コト日コトヒ 國內コクノウチ

日本コトノ 悉皆シツケ 服キラク スル

征夷大將軍セイイキタイシヤウダウジン 秀為忠ヒデタカ

江都城エドシヤウ 老ラウ スル 島シマ

津家久ツカキウ 琉球リウキウ 尚寧シヤウネイ

擒トリ 政仁親王セイニシノウ 元和ゲンワ

○第百後水尾天皇ヒツサツノミヅノオノミツノミヤ

大野治長オホノハルナガ 勸スシメ 城陷シロヲチイリ

大坂ノ城オサカノシロ 新式十七條ヲシンシキニジチノジョウヲ

頒ワカツ フコル 元和令ゲンワノリヤウ 太政タイセイ

大臣ダイジン 久能山クノヤマ 東照大トウセウダイ

權現ゴンゲン 遺命イメイ 日光ニツクワ

山ヤマ 新廟シンベウ 家光イキミツ 興子キヨコ

内親王ウチシノウ 延寶エンホウ

○第百明正天皇ヒツサツノミヤウテノミヤウ

登極トウキョク 天子ノ位ニテンノイニ 特トク カク

島原シマハラ 松平信綱マツダヒシノブ 水野ミヅノ

勝成カツナガ 紹仁親王シウニシノウ 元ゲン

○第百後光明天皇ヒツサツノミヤウケウミョウテノミヤウ

家綱イヅナ 由井正雪ユイマサユキ 丸橋マルハシ

成純ナリタカ 資性シセイ 英邁エイマイ

英氣超邁エイキチウマイ 復古フクコ 王政ノオウセイノ

子コ 不フ 古コ 王政ノオウセイノ

恢復不幸フカウ。フシ 貞應テイワウ。

○第百後西院天皇ゴニシノイニテンノウウ。

量制リヤウセイ 識仁親王シキニシンノウウ。

貞享テイキヤウ。

○第百靈元天皇レイゲンテンノウウ。 絹キヌ

布ノ長フノナガ 二丈六尺ニサヤウロクシヤク。 一イチ

端タテ 庶人シヨジン 百姓ハイヤク 大刀ダイタウ。 カタナ

佩オケル。 禁キンズ。 網吉朝ツヨシノモ。

仁ヒト。 立坊リツバウ。 典テン 皇太子ミコノミコ 立タテ 典テン 礼レイ

陰陽博士インヤウハカセ。 安倍安福アベノヤスヤク。

宣明曆センメイレイ 前マエ 授時曆ジュジレイ。

貞享曆テイキヤウレイ。 曆法レイホフ。 三サン 一イチ

大行曆ダイエンレイ。 通商ツウシャウ。 カウ エキ

享保キヤウホウ。

○第百東山天皇ヒガシヤマテンノウウ。

學校ガクカウ。 神田カムダ。 孔廟コウベウ。 孔子コウジ

廟ノ 聖堂セイダウ。 赤穂城主アカホノヤウシユ

淺野長矩アサノナガノリ。 高家吉良カウケキラ

義英ヨシヒコ。 青山氏アヤマノウヂ 所著シヨシヤク 四十七シジュウチ

城中ジヤウチュウ。 江都城エノノチウ 傷キツク。 ニシク。

坐ガツ 死シ 賜タマフ 大石良雄オホイシヨシヲウ。

遺臣イシジン 大石良雄オホイシヨシヲウ。

第ダイ 鷹トビ 夜吉良氏ヨシキヲ

赤穂遺臣アカホノイシジン 夜吉良氏ヨシキヲ

ヲ龍衣ノ圖同盟四十六人皆

鑿ヲ戴キ、韋服ヲ著ク、火ヲ

救フ者ノ状ノ如シ、弓楯ヲ攢擔

シ、長楯大楯之ニ從フ、各小笛

ヲ持チ以テ號トナス、乃チ衆ヲ

分チ二隊トナシ、進ニテ、夷央ノ

第ニ至リ、前後ヨリ大喊シ、屋ニ

梯之門ヲ排ニテ進ム、良雄ハ

前門ヨリ入り、子良金ハ後門

ヨリ入り、呼テ曰ク、淺野氏ノ潰

臣未テ主ノ仇ヲ報ニ、禦ニト

欲スル者ハ出デヨ、拳郵驍愕

禦クニ暇アラス、衆爭テ突入シ

槌ヲ奮ヒ戸ヲ破ル、色竹ヲ剖ル

如ク、家衆多クハ避ケ竄レテ出

デズ、遂ニ寢室ニ入り、仇夷央ノ

首ヲ所リ、之レヲ槍竿ニ懸ケ、

衆皆ナ泉岳寺ニ至リ、長矩ノ

墓ヲ祭リ香ヲ焚キ羅拜ス

良雄乃チ長矩嘗テ賜フ所ノ

匕首ヲ出シ、夷央ノ首ヲ撃手ツ

者ニビ、遂ニ府ニ自

首ス、皆チ死ヲ賜ス

自首

ジブンガツミラ

イハノゾ。 ナノリデル 家宣

○第十四代中御門天皇

家繼 吉宗 節儉ヲ行

ホドヨク 言路ヲ開キ

人モ言ヒタキ、ハ幕府へ申シ

賢良ヲ擧 用ナル

其治ヲ稱ス

○第十五代櫻町天皇

阿

蘭陀國 貿易

額 一年ノ 家重

○第十六代桃園天皇

家治

○第百後櫻町天皇ゴモイノミヤ

○第百後桃園天皇ゴモイノミヤ

○第百光格天皇クワウカクテン自ヨシ

在王院宮サイノウウインノミヤ家齊課イヘナリノクワシ

課ハ計也程也ヤクヲワリツケル蝦夷戍エゾノシユ

卒箱館ソツハコダテ寬政曆クワシイレキ

典故テンコ典コジツ典コジツ法也故故事也

祭典サノイテン神祇ヲマツルギシキ廢ハイ

官クワンスタレタルヤク

○第百仁孝天皇ジンカウテン家イヘ

慶ヨシ足目吏シヨリ大鹽平八郎オホシホヘイハチラウ

足目吏大鹽平八郎シヨリオホシホヘイハチラウ亂ラウ

大阪オホサカニ作ヲス平八郎ヘイハチラウ名ナ後素ノチソ

号ナヅケス大坂ノ人ナリオホサカノヒトナリ歳十八サイジウハチ父ノ

職シヨクヲ襲ウケテ天滿テンマン與ヨリ力チカラノ席シマニ列ツケ

セリセリ幼コニメ能ク書ヲ讀シヨクヲシヨク陽ヨウ

明学メイガクヲ好ヨクメリメリ高井タカイ山城守シヨウジウ

大坂ノ市令オホサカノシノシノタリタリ時トキ事務シヨムアル

爲ナリニ必ズ之ヲ平八郎ヘイハチラウニ謀マカルル四シ

箇コノト稱ナヅケスル貪人等オンジントウヲ除ノクキキ

ハ坂サカ神女カミメノメト呼ヨブベルベル秋アキ規ノリヲ裁シ

スル等皆トウナラビ平八ノ力ナリヘイハチノチカラナリ高井タカイ

氏職ウヂシヨクヲ辞シスルニ及ツキンツキ平八郎ヘイハチラウ

亦致仕オキシシテ義子格ギシヨク之助ノタケニ傳ツタフフ

尋タラシテ市令シノシノタルモ人皆ヒトナラビ平八ヘイハチ

厚遇コウユウセシガ跡部アトベ山城守シヨウジウ市シ

令シノシノタルニ及ツキビビ屢シバシバ々々平八ヘイハチ

セリセリ平八常ヘイハチノトコニ之ヲ含ミムミ天保テンポ

中飢歲ナカウケサイニ會アヒヒヒ府下フノシタ餓ウケ苦ク子コス

ル者多ルモノオホシシ市令シノシノ之ヲ意イトトセセス

平八之ヲ憂ウレシヒヒ吾ガガ所ノ有リク書シ

籍シヨクヲ奉ホウテ尺シツク之ノヲ府下フノシタ

書林シヨリン河内カウノ屋喜ウキ兵衛ヘイヱ及ツキビビ後ノチ

兵衛等ヘイヱトウニ賣却ウケスス其金シノカネ六百ロクバク

二十五圓ニジュゴクエン以ヨリテ人ヒト毎トニ一ヒト珠シユヲ販バ

與セリ、又府下ノ富豪家三井鴻池等三万五千金ヲ假リ窮民ヲ賑恤セント約ス既ニ其約ニ背ケリ、平八憤々ニ勝

ヘズ遂ニ門下ノ学徒ト乱ラズ作シ兵ヲ率テ市廳ニ逼ル城代加番ノ兵迎ヘ戦フ賊兵破ル大鹽出奔シ後遂ニ自刃ス

經紳クギヤヤ 學舎ガクシヤ 建春門ヨシノ 嘉シノ 學習院ガクシヤ

孝謹カウキン 能ク父母ニ事フルヲ孝ト云フ、謹ハツシ

グキ 謚淡ヲクシナク

○第百孝明天皇 米

利堅國 通信 貿易

嬰カウ ア 家定イヘサダ 魯西亞ロシヤ

英吉利 佛蘭西 阿

蘭 各國 遂ツイニ カラ

條約 ヤクソクノ 家茂イモチ

慶喜ケイキ

○第百今上天皇

職ヲ辞ス 大將軍ノ 萬マン

機キ スベテノ 親裁シンサイ 官クニ ナサル

封建ホウケン アラタメ 諸侯ヲ封シ 國ヲ建テ藩

ト称セシチ 郡縣グンケン 七百十八

アガタ 東京トウキョウ 皇居クワウキヨ 天子

オスマヒ 府フ 幕府

王政復古ワウセイフク 頼朝ヨリ以前

子ガゴジシニテ 政事ヲナサル

註釋 日本畧史下卷字引



明治九年第二月十日

版權御免許

愛媛縣士族

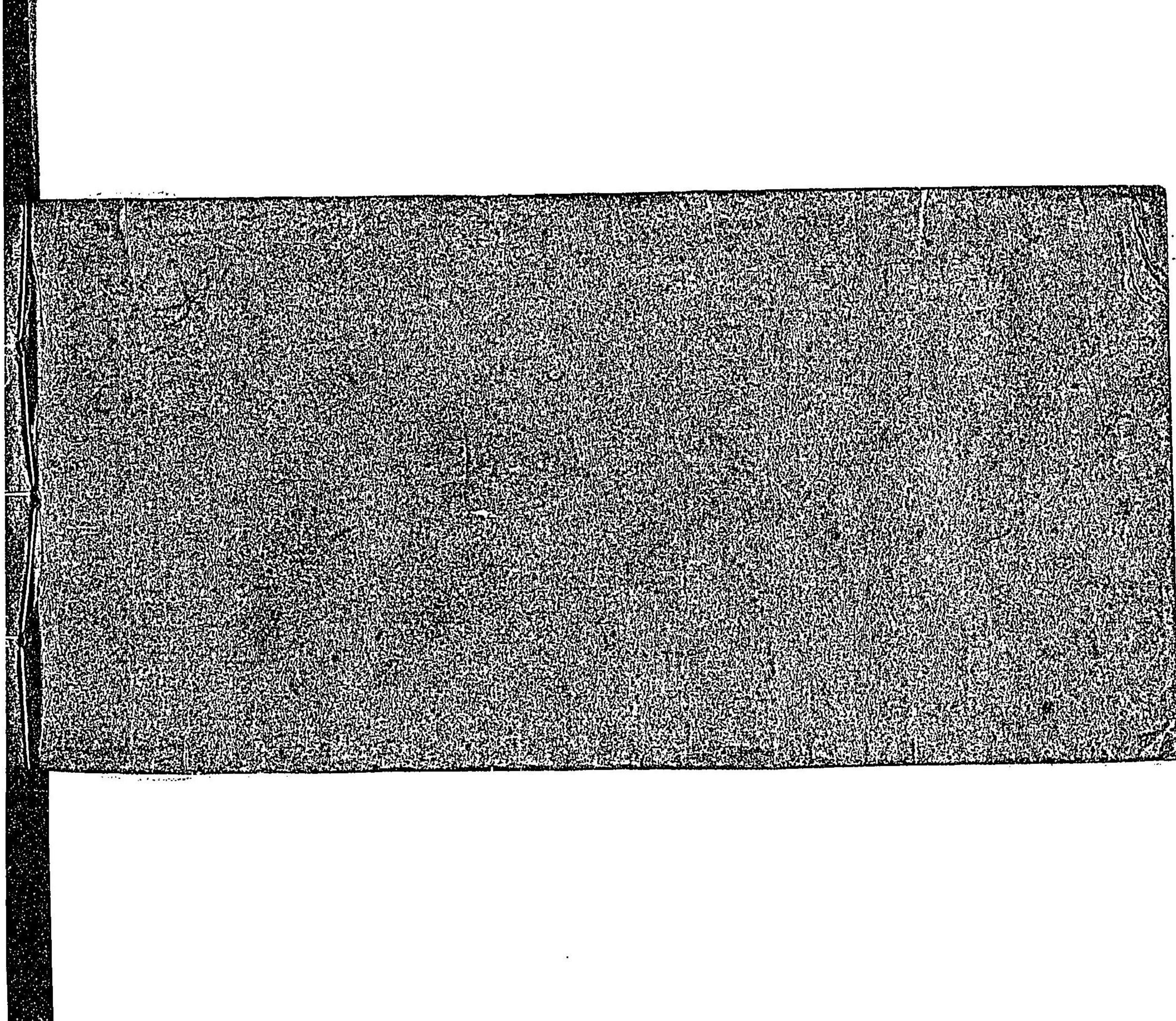
編輯人 永田 方正

大坂府第一大區二十
二小區博勞町二丁目
八番地寄留

大坂府平民

出版人 岡田 茂兵衛

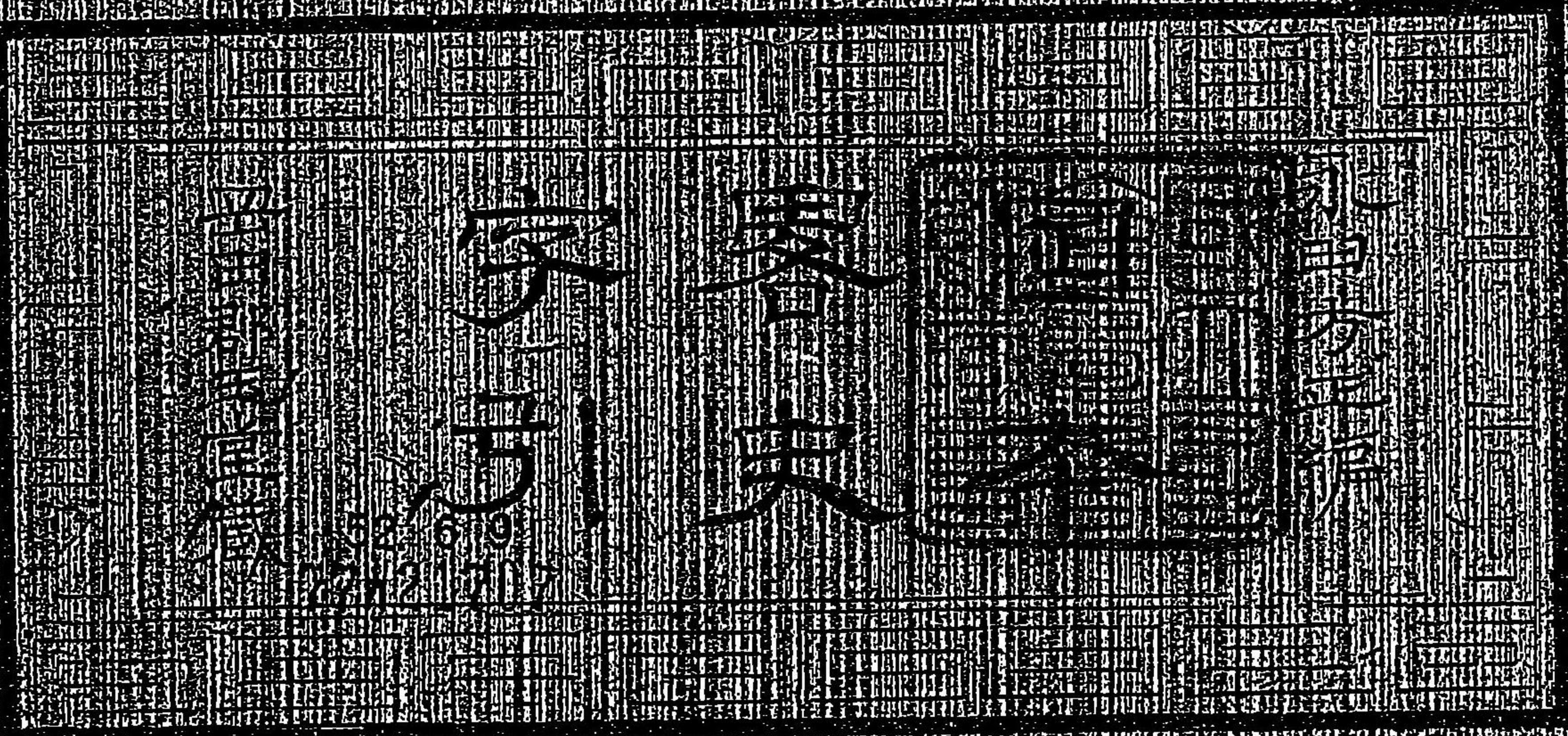
大坂府第一大區二十
三小區博勞町四丁目
四十六番地住



特71
509

關治元年圖書局交付

一日本畧史ノ書タルヤ卷帙
僅ニ二卷ナリ而メ神武天
皇ヨリ當今ニ至ルマデ治乱
隆替ノ大要ヲ知ルニ足ル約
ニシテ其要ヲ得ルト謂フ可
シ今乃チ之レガ注解ヲ下ガ
セバ及テ冗雜ノ病アラシ然レ
氏生徒既ニ地誌畧ヲ讀
了シテ此篇ヲ讀ムニ至テハ
文字ノ面目自ラ地誌ト同
ジカラス姓名ノ字モ亦甚々
讀ム難キヲ苦メリ是レ此
字書ヲ編スル所以ナリ



關治元年圖書局交付